

13.3.30 受 長崎學分

自一九四五年  
至一九五五年

# 琉球史料

第八集

琉球政府文教局

自一九四五年  
至一九五五年

琉球史料

第八集

琉球政府文教局

# 凡例

- 一、既刊琉球史料第七集（続経済篇）に続き琉球史料第八集（続経済篇）を出版する。
- 一、編集の体例は概ね既刊琉球史料（一七）に従った。
- 一、史料の掲出については、原則として(1)標題 (2)本文 (3)出典の順によった。
- 一、この資料は終戦一九四五から五五年の範囲にわたって収録したものである。
- 一、原文不鮮明の箇所は口を補った。

41年11月18日  
長崎県文化広報課  
贈



## 琉球史料 第八集 目次

五 産 業		頁
(一) 畜 産 業		
1	琉球列島内戦前戦後現在家畜頭数比較表（一九四〇年（戦前数）一九四九年（戦後数）一九五〇年（現在数））	一
2	養豚取締条例（一九五一年十一月十六日）	四
3	家畜商法（一九五二年立法二二号現行法規）	四
4	狂犬病予防法（一九五二年立法二四号現行法規）	五
5	へい獣処理場に関する立法（一九五二年十二月八日）	八
6	家畜改良増殖法（一九五二年現行法規総覽）	九
7	畜産業（一九五三年四月四日沖繩大観）	一三
8	琉球種畜場種付規程（一九五五年告一三五号現行法規）	一七
9	輸入禁止指定地域（一九五五年告八号等現行法規）	一八
10	畜産（一九五七年版琉球要覽）	一八
(二) 林 業		
1	戦後の林政史（あおば創刊号より）	二三
2	林政十周年を回顧して（あおば創刊号より）	二三
3	琉球植林週間に關する件（一九五〇年經濟部書類）	三六
4	日本国有林（一九五二年民政指令）	三七
5	樹苗圃設置について（一九五二年林業に關する書類）	三七
6	林業施設計画について（一九五二年林業に關する書類）	三七
7	枯松払下陳情書（一九五二年度）	三八
8	樹実採集並需要量調査照会依頼について（一九五二年度林業に關する書類）	三八
9	森林原野火入取締規則（一九五二年度林業に關する書類）	三八
10	愛林週間実施について（一九五三年度林業に關する書類）	三九
11	本年度造林実施について（一九五二年度林業に關する書類）	四〇
12	裝飾用門松の廃止について（一九五二年度林業に關する書類）	四一
13	民有林造林補助要綱送達件（一九五二年度林業に關する書類）	四一
14	松喰虫の駆除対策について（一九五二年度林業に關する書類）	四四
(三) 水 産 業		
15	狩猟法（一九五三年二月二日）	四六
16	部分林契約書（写）（一九五三年十月）	四八
(四) 水 産 業		
1	水産業戦後一〇年のあゆみ	四九
2	漁業地区の拡張と漁業地として外国島岐の使用について（一九五〇年經濟部書類）	五三
3	酒井真珠株式会社（一九五〇年一月八日八重山地方庁交易関係綴）	五三
4	ツノマタ養殖蒐集に關する件（一九五〇年）（一九五一年農事に關する書類）	五三
5	爆撃演習日延に就いて（一九五一年水産・海運・関係書類）	五四
6	爆撃演習日延に依る立入禁止区域について（一九五一年三月二六日水産・海運関係書類）	五四
7	五周年記念祭（水産祭）の行事に就いて協力六〇件（一九五一年四月一〇日水産・海運関係書類）	五五
8	沖繩人漁業者の南方進出請願に就いて（一九五一年四月二日軍より受領せる文書）	五五
9	信託統治領法に違反せる琉球人の漁船（一九五一年七月軍より受領せる文書）	五六
10	機動演習に就いて（一九五一年六月九日水産・海運関係書類）	五六
11	漁業取締り強化について（一九五一年六月一四日、水産海運関係書類）	五六
12	外国領域近海への出漁について（一九五一年六月一九日水産海運関係書類）	五七
13	危険区域に就いて（一九五一年六月二八日水産関係書類）	五七
14	刺舟の登録について（一九五一年七月一〇日水産海軍関係書類）	五七
15	ボロ・ポイントレーインジの射撃場に就いて（一九五一年八月一日水産海軍関係書類）	五七

16 漁業規則違法者に対して警告(一九五一年一月九日) 五八  
17 (水産・海運関係書類) 五八  
18 油脂類横流防止について(一九五一年一月一日) 五八  
19 水産海運関係書類 五八  
20 漁船の燃料及潤滑油需要量申請について(一九五一年十月二十日水産海運関係書類) 五八  
21 海軍練習演習海域設定について(一九五一年十月二十九日水産・海運関係書類) 五八  
22 貝殻海人草検査条例(一九五一年二月六日宮古群島条例) 六四  
23 水産業(一九五七年琉球要覽) 六五  
(工) 業 六九  
1 酒製造及び酒税規則に関する件(一九五〇年指令覚書) 六九  
2 珊瑚事業に関する件(一九五〇年經濟部書類文書課) 七〇  
3 ラミー原料に関する件(一九五〇年經濟部書類) 七〇  
4 製水工場の運営について(一九五〇年經濟部書類) 七〇  
5 大洋商事会社のボタン製造(一九五〇年經濟部書類) 七〇  
6 ボタン製造機械に関する件(一九五〇年經濟部書類) 七〇  
7 製水工場に関する件(一九五〇年經濟部書類) 七一  
8 宮古群島に於ける阿旦葉工業に関する件(一九五〇年經濟部書類) 七一  
9 介穀に関する件(一九五〇年經濟部書類) 七二  
10 上布工業とラミー生産に関する件(一九五〇年經濟部書類) 七二  
11 上布工業用資材並びに設備(一九五〇年經濟部書類) 七三  
12 塩生産に関する件(一九五一年農事に関する書) 七三  
13 農村工業の育成に(年月日なし) 七三  
(商) 業 七四  
1 釀業(一九五〇年二月設立)(沖繩大観) 七四  
2 釀物資源(一九五一年総務関係係務外局文書課) 七五  
3 琉球列島に於ける掘権並びに試掘権に関する規程(一九五二年三月一日米国民政府布令第五号準則) 七五  
4 琉球釀業の概況(一九五三年・五五年まで) 七七  
(商) 業 八一  
1 宮古群島から日本向黒糖輸出見込について(一九五〇年經濟部書類) 八一

2 琉球輸出品に関する件(一九五〇年經濟部書類) 八一  
3 島内生産品見本に関する件(一九五〇年經濟部書類) 八四  
4 海人草の輸入について(八重山地方庁交易関係) 八四  
5 金属屑について(一九五一年(総務関係係務外局文書課) 八四  
6 沈没船引揚作業に関する件(一九五一年五月十一日(総務関係係務外局文書課) 八五  
7 原産地証明書交付手数料の徴収に関する立法(一九五一年九月六日立法第四五号) 八五  
(養) 蚕 業 八五  
1 蚕業技術員養成規程(一九五一年農事に関する書類) 八五  
2 蚕糸業復旧緊急対策について(一九五一年農事に関する書類) 八六  
3 桑田育成管理について(一九五一年農事に関する書類) 八七  
4 沖繩蚕糸試験所(一九五三年(軍より受領せる文書) 八七  
5 蚕糸業(一九五三年四月四日沖繩大観) 八八  
6 蚕糸業法(一九五三年九月二十九日立法第四二号) 八九  
7 季節蚕業指導員設置要項について(年月日なし水産・海運関係書類) 九〇  
六 物 価 九二  
1 物価(琉球銀行十年史) 九二  
2 物価変動期(一九四六年・五〇年)(琉球銀行十年史) 九二  
3 主要食糧取締会(一九四九年八月以降八重山民政府商會) 九五  
4 物価調整期(一九五一年・五四年琉球銀行十年史) 九五  
5 物価安定期(一九五五年琉球銀行十年史) 九八  
七 食 糧 一〇四  
1 輸入食糧計画の運営に関する件(一九五〇年指令覚書) 一〇二  
2 食品市場取締会(一九五七年施行宮古群島条例) 一〇三  
3 沖繩人宿舎学校用食糧に関する件(一九五〇年補助給部書類文書課) 一〇四  
4 食糧増産運動勸励派遣について(一九五一年農事に関する書類) 一〇四  
5 食糧増産運動実践要綱について(一九五一年産業課、農事に関する書類より) 一〇五  
6 食糧の配給(一九四七年三月以降軍布告指令) 一〇六

八 企 業

(一) 中小企業

1 企業免許(沖繩大観一九五三年四月四日) 一三三  
2 飲料水営業取締条例(宮古群島条例) 一九五一年五月二十一日 一三三  
3 飲食物営業取締条例(宮古群島条例) 一九五一年五月二十一日 一三四  
4 外資導入等における手数料の徴収に関する立法(一九五五年一月八日立法第六八号) 一六六  
5 外資の導入合同審議会の組織及び職務並びに運営手紙(一九五二年二月二十九日米国民政府指令第二〇号) 一六六  
(組) 合 一八  
1 石垣産業組合一九五〇年三月二〇日 一八  
2 産業組合(石垣産業組合電報書類) 一九五一年一月二十四日 一九  
3 組合の定款について(軍より受領せる文書) 一九五一年三月五日 一九  
4 琉球協同組合法(一九五一年五月十四日) 二〇  
5 琉球協同組合法公布に伴う現農業組合整理に関する通牒(農事に関する書類より) 一九五一年六月二十五日 二五  
6 沖繩農業組合聯合規約(農事組合関係) 一九四八年五月 二六  
7 新農業団体の育成計画(農事組合関係) 一九四八年五月 二八  
8 農業組合設立許可申請(農業協同組合関係八重山) 一九四九年四月十六日 二九  
9 農林水産業法(一九五三年九月二日) 三二

九 開 発 建 設

(一) 開 発

1 琉球列島米穀生産土地開拓庁の件一九四八年一月九日 一三四  
2 八重山群島開拓移民募集について一九五一年五月五日 一三五  
3 八重山開拓民受入計画に就いて(八重山開拓並びに移民関係) 一九五一年五月五日 一三五

(二) 土 木 建 築 道 路

1 建築確認の統計表の作成について(一九五二年・一九五五年) 一四八  
2 建築確認一覧表(一九五二・一九五五年) 建築行政 一五〇  
3 道路法(一九五二年九月二十九日立法第四〇号) 一五三  
4 土地の埋立(一九五三年) 一五七  
5 都市計画を施行する市町村を指定(一九五四年八月二四日告示第一三八号) 一五七  
6 那覇都市計画区域(一九五四年六月四日告示第九四号) 一五七  
7 都市計画法(一九五三年八月一七日) 一五七  
(電) 力 一五九  
1 再点燈方申請理由書(一九四九年陳情書より) 一五九  
2 平良市用発電所について(一九五〇年經濟部書類文書課) 一六〇  
3 電気事業法(一九五二年) 一六〇  
4 琉球電力公社の設立(一九五四年) 一六四  
5 電気測定法(一九五五年九月十三日) 一六六  
十 運 輸 ・ 通 信 一六七  
(陸) 運 一六七  
1 陸運(一九五三年) 一六七  
2 車両の登録(一九五三年民政府指令五号) 一六九

(二) 畜産業

琉球列島内戦前戦後現在家畜頭数比較一覧表

区分 地区別	馬			牛			豚		
	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在
沖繩	30,000	2,726	4,334	22,000	3,521	7,300	100,426	25,184	68,104
大島	4,329	2,806	3,156	14,508	12,906	17,754	30,036	18,537	48,688
宮古	10,000	6,164	7,530	3,576	306	419	13,248	10,729	6,859
八重山	2,000	1,400	2,375	3,347	1,370	1,926	7,719	1,600	6,399
計	46,329	13,096	17,395	43,431	17,603	27,399	151,429	56,050	130,048

区分 地区別	山			羊			家			禽			家			兔		
	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在	戦前	戦後	現在
沖繩	106,000	14,187	46,196	220,000	84,395	136,367	10,000	4,447	29,287									
大島	16,313	21,459	33,516	138,909	84,304	126,504	524	2,158	10,082									
宮古	8,990	9,075	15,644	31,261	19,192	25,984	419	179	386									
八重山	2,992	1,300	3,550	20,606	3,300	19,409	998	387	1,201									
計	134,295	46,019	98,906	410,776	191,191	308,264	16,657	7,171	40,956									

(注) 1 戦前数 1940年 2 戦後数 1947年末 3 現在数 1950年末

戦前戦後年次別畜牛状況

群島別	戦前 1940年	戦後 1947年	現在 1950年	農家戸数 1950年末	農家一戸 当り頭数	総人口に対 する面積
沖繩群島	22,000	3,521	7,300	79,292	0.08	0.1
大島	14,508	12,906	17,734	40,416	0.43	0.08
宮古	3,576	306	419	9,846	0.04	0.005
八重山	3,347	1,370	1,926	5,412	0.35	0.5
計	43,431	17,603	27,379	134,976	0.20	0.03

(注) 農家戸数は沖繩1950年3月末、大島1949年12月末、宮古1950年3月1日、八重山1948年9月1日現在とする。

戦前戦後年次別畜馬状況

群島別	戦前 1940年	戦後 1947年	現在 1950年	農家戸数	農家一戸 当り頭数	総人口に対 する頭数
沖繩群島	30,000	2,726	4,344	79,292	0.02	0.007
大島	4,329	2,518	3,156	40,416	0.07	0.015
宮古	10,000	6,164	7,531	9,856	0.76	0.10
八重山	2,000	1,800	2,375	5,412	0.42	0.06
計	46,329	12,808	17,395	134,976	0.12	0.019

(注) 農家戸数は前掲畜牛状況と同じである。

- 四 航 空
- 1 特免に対する書翰(一九五四年)……………二二一
  - 2 特免に関する訓令(一九五四年)……………二二一
  - 3 C A T航空へ免許許可(一九五六年)……………二二三
  - 4 民間航空事業に対する高等弁務官返書(一九五七年)……………二二三
  - 5 日航免許許可(一九五七年)……………二二三
- 三 海 運
- 1 海上運送法(一九五二年立法六四号)……………二七二
  - 2 那覇商港管理法(一九五二年立法二七号)……………二七五
  - 3 航海規程(一九五三年民政府令九八号)……………二八二
  - 4 航海規程及び沈没船……………二八三
  - 5 航海規程―航海補助施設―(一九五三年)……………二八四
  - 6 港灣法(一九五四年立法九号)……………二八五
  - 7 港灣運送事業法(一九五五年立法六四号)……………二八八
  - 8 港灣(一九五七年琉球要覧)……………二九三
- 二 通 信 (電信・電話・郵便)
- 1 電信(琉球郵政事業の沿革一九五一年)……………一九六
  - 2 電話(琉球郵政事業の沿革一九五〇年)……………一九八
  - 3 郵便貯金制席(通信部書類一九五〇年)……………二〇二
  - 4 郵便(琉球郵政事業の沿革)……………二〇二
  - 5 郵便(郵政業務概要一九六二年刊)……………二〇三
  - 6 八重山群島の郵政事業(琉球郵便事業の沿革)……………二〇八
  - 7 奄美群島の郵政事業(琉球郵政事業の沿革)……………二〇九
  - 8 宮古群島の郵便事業(琉球郵政事業の沿革)……………二一一
  - 9 郵便貯金及び郵便生命保険に関する件(通信部書類)……………二一四
  - 10 敗戦直後の沖繩郵政史(平田嗣一著)……………二一四
  - 11 保険年金(琉球郵政事業の沿革)……………二二一

附 録

2・1 経済史年表(一九四五～五五年)……………二二四

琉球史料第一集より第七集までの総目次……………二二八

1931年中製造品並びに製造能力

製造品目	昭和6年中 製造量	普通製造 能力	最大製造 能力
ローストビーフ	14,623疋	273,750疋	547,500疋
牛大和煮	3,375	273,750	547,500
牛佃煮	9,441	273,750	547,500
ラフタイポーク	139	273,750	547,500
豚琉球煮	37	136,875	273,750
塩豚	54	3,000	6,000
ラード	—	6,000	12,000
ヘット	—	6,000	12,000

輸入山羊の検疫状況

輸 入 年 月 日	成 山 羊			仔 山 羊			疾 病 頭 数	斃 死 頭 数	恢 復 頭 数	合 計
	牝	牡	計	牝	牡	計				
1950年 2月2日	250	26	276	—	—	—	30	19	11	287
計	2,01	392	2,402	36	39	75	375	83	192	2,669

(備考) 船内斃死も含む

外国輸入豚検疫頭数一覧表 (日本)

輸入年月日	成 豚			疾 病 頭 数	斃 死 頭 数	恢 復 頭 数	合 計
	牝	牡	計				
1948年4月	50	—	50	20	—	20	70

外国輸入豚検疫頭数一覧表 (米国)

輸入年月日	成 豚			疾 病 頭 数	斃 死 頭 数	恢 復 頭 数	合 計
	牝	牡	計				
1948年9月	390	120	560	40	14	26	536

(備考) 船中の斃死の分も含む。

外国輸入豚検疫頭数一覧表 (日本)

輸入年月日	成 豚			疾 病 頭 数	斃 死 頭 数	恢 復 頭 数	合 計
	牝	牡	計				
			34	6		6	40

外国輸入牛検疫頭数一覧表 (日本)

輸入年月日	成 牛			疾 病 頭 数	斃 死 頭 数	恢 復 頭 数	合 計
	牝	牡	計				
1950年7月			8	2		2	10

戦前戦後年次別養豚状況

群島別	戦 前 1940年	戦 後 1947年	現 在 1950年	農家戸数	農家一戸 当り頭数	総人口に対 する頭数
沖縄群島	100,426	25,184	68,104	79,292	0.84	0.11
大島〃〃	30,036	18,537	48,688	40,416	1.24	0.23
宮古〃〃	13,248	10,729	6,857	9,856	0.69	0.09
八重山〃〃	7,719	1,600	6,395	5,412	1.18	0.17
計	151,429	56,000	130,043	134,976	0.96	0.14

年次別山羊の飼育頭数

群島別	戦 前 1940年	戦 後 1947年	現 在 1950年	農家戸数	農家一戸 当り頭数	総人口に対 する頭数
沖縄群島	106,000	14,187	46,196	79,292	0.05	0.08
大島〃〃	16,313	21,459	33,516	40,416	0.82	0.15
宮古〃〃	8,990	9,075	15,600	9,856	1.58	0.20
八重山〃〃	2,992	1,300	3,550	5,412	0.65	0.09
計	134,295	46,109	98,906	134,979	0.73	0.10

家禽の年次別飼育羽数

群島別	戦 前 1940年	戦 後 1947年	現 在 1950年	農家戸数	農家一戸 当り羽数	総人口に対 する羽数
沖縄群島	220,000	84,395	136,367	79,292	1.71	0.23
大島〃〃	139,000	84,304	126,504	40,416	3.12	0.59
宮古〃〃	31,216	19,192	25,984	9,856	2.63	0.34
八重山〃〃	20,606	3,300	19,406	5,412	3.58	0.50
計	410,776	131,191	308,264	2,284	2.28	0.34

年次別養鶏羽数の推移

群島別	戦 前 1940年	戦 後 1947年	現 在 1950年	農家戸数	農家一戸 当り羽数	総人口に対 する羽数
沖縄群島	10,000	4,447	29,287	79,292	0.36	0.04
大島〃〃	5,240	2,158	10,082	40,416	0.24	0.04
宮古〃〃	419	179	386	9,856	0.03	0.005
八重山〃〃	998	387	1,201	5,412	0.22	0.03
計	16,657	7,171	40,956	134,979	0.30	0.04

米国輸入馬検疫頭数一覧表

輸入年月日	馬			疾病頭数	死頭数	恢復頭数	合計
	牝	牡	計				
1949年7月	651	25	676	22	2	20	696
1949年10月	643	25	668	33	3	30	698

米国輸入山羊検疫頭数一覧表

輸入年月日	山羊			疾病頭数	死頭数	恢復頭数	合計
	牝	牡	計				
	178	10	188	10	2	8	196

◎養豚取締条例

養豚条例をここに公布する。  
一九五一年十一月十六日  
宮古群島知事 西原雅一

宮古群島条例第五一号

養豚取締条例

- 第一条 豚の飼育、売買又は屠殺するものは別に規定するものを除くの外本条例に従わなければならない。
- 第二条 豚の飼育に当っては如何なる方法を以てしても給養してはならない。
- 第三条 豚舎の位置構造及設備は左の各号に準拠しなければならない。
  - 一 豚舎には便所を附設しないこと。
  - 二 飲料に供する井泉に接近しないこと。
  - 三 豚舎には雨露をしのぐ装置をすること。
  - 四 豚の糞尿溜には適当な覆蓋を設けること。
- 第四条 知事は本条例第二条及第三条の各号に違反し又は衛生その他公安上必要ありと認めたる時は豚舎の位置又は構造の変更若しくは、その他必要な措置を命ずることができる。
- 第五条 知事は必要ありと認めたる時は群島政府保官をして豚舎を臨検せしめる事ができる。此の際該保官は別紙様式第一号の豚舎検査員之証を携帯しなければならない。
- 第六条 給養豚は如何なる場合に於ても売買又は屠殺してはならない。
- 第七条 豚売を売買せんとする者の中受検を要する者又は屠殺せんとする者は別紙様式第二号に依る受検申請書を提出し知事の任命せる検査官の検査を受け其の合格証明書を所持していなければならない。此の際検査官は別紙様式第三号に依る豚検査員之証を携帯しなければならない。

◎家畜商法

(一九五二年八月二十五日 立法第二号)

- (この立法の目的)
- 第一条 この立法は家畜商について免許制度を実施することにより家畜取引の公正を確保することを目的とする。
- (定義)
- 第二条 この立法において「家畜」とは牛、馬、豚、めん羊をいう。「家畜商」とは次条の規定による免許を受けて、家畜の売買若しくは交換又はその斡旋(以下「家畜の取引」と称する。)の業務を営む者をいう。
- (免許)
- 第三条 家畜商にならうとする者は、四ドル十セントをこえない範囲内で規則で定める手数料を納めて、免許を受けなければならない。
- 2 行政主席は、前項の免許の申請があったときは、その者が次条各号の一に該当する場合を除き、遅滞

なく免許を与えなければならない。

(免許を与えない場合)

第四条 左の各号の一に該当する者には、前条の免許を与えない。

- 一 禁治産者又は准禁治産者
- 二 この立法又は家畜伝染病予防法に違反して罰金以上の刑に処せられその執行を終った日又は執行を受けないことが確定した日から一年を経過しない者
- 三 第七条第一項又は第二項の規定による免許の取消(家畜商からの申請によるものを除く。)があった日から二年を経過しない者。但し、本条第一号に該当するため取り消されたものであって同号に該当しなくなった者を除く。

(家畜商名簿)

第五条 政府は家畜名簿を備え、家畜商の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 第三条の免許は、家畜商名簿に登録することによって与えられる。

2 行政主席は、第三条の免許を与えたときは、家畜商免許証を交付する。

(免許証の取消及び業務の停止)

第七条 家畜商が第四条第一号若しくは第二号に該当するとき又は家畜商からの申請があったときは、行政主席は、その免許を取り消さなければならない。

2 家畜商が左の各号の一に該当するときは、行政主席は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

- 一 第十条の規定に違反したとき。
- 二 正当の理由がなくて引続き一年以上家畜の取引をしないとき。

3 行政主席は、前項の規定による処分をしようとするときは、

第八条 左の各号の一に該当するものは五、〇〇〇円以下の罰金に処す。

- 一 本条例第二条に違反したとき。
- 二 本条例第四条に基いて発した命令に違反した時
- 三 本条例第五条の臨検を拒んだ時
- 四 第六条第七條に違反した時

第九條 本条例は一九五一年十一月十六日より施行する。

第十條 一九四九年六月十三日附宮古民政府令第六号は之を廃止する。

一九五〇年

宮古群島条例  
総務部

人、使用人その他の従業者が、その人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたとき行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

第十六條 この立法は、公布の日から施行する。

第十七條 この立法施行の際現に家畜の取引の業務を営んでいる者は、この立法公布の日から六十日間、第九条の規定にかかわらず、家畜の取引の業務を営むことができる。

◎狂犬病予防法

(一九五二年八月二十五日 立法第二四号)

施行 一九五二年八月二十五日  
沿革 一九五四年九月三日立法第三一号  
一九六一年三月四日立法第五号

立法院の議決した狂犬病予防法に署名し、ここに公布する。

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

狂犬病予防法

【目次】

- 第一章 総則(第一条—三条)……………
- 第二章 通常措置(四条—七条)……………
- 第三章 狂犬病発生時の措置(八条—一八条)……………
- 第四章 補則(一九条—二三条)……………

第五章 罰則（二四條・二五條）  
附則（二六條）

第一章 總 則

（目的）

第一条 この立法は、狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、及びこれを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この立法は、動物の狂犬病のうち、狂犬病に限りこれを適用する。

（狂犬病予防員）

第三条 行政主席は、獣医師であるものうちから狂犬病予防員（以下「予防員」という。）を任命しなければならない。

2 予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し関係人の求めにより、これを呈示しなければならない。

第二章 通常措置

（登録）

第四条 犬の所有者は、規則の定めるところにより毎年一回行政主席に市町村長を経て、犬の登録を申請しなければならない。

2 行政主席は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を前項の市町村長を経て交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札を、その犬に着けておかなければならない。

4 行政主席は、犬の登録について、一頭につき一年二ドル五十セント以内の手数料を徴収することができる。

四項：一部改正（一九六一年三月立法五号）

（予防注射）

第十一条 第九条第一項の規定により隔離された犬は、予防員の許可を受けなければこれを殺してはならない。

（死体の引渡）

第十二条 第八条第一項に規定する犬が死んだ場合には、その所有者は、その死体を検査又は解剖のため予防員に引渡さなければならない。但し、予防員が許可した場合又はその引取を必要としない場合はこの限りでない。

（検診及び予防注射）

第十三条 行政主席は、狂犬病が発生した場合において、その蔓延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは期間及び区域を定めて予防員をして犬の首を検診をさせ、又は臨時の予防注射を行わせることができる。

（病性鑑定のための措置）

第十四条 予防員は、病性鑑定のため必要があるときは、犬の死体を解剖し又は解剖のため狂犬病にかかった犬を殺すことができる。

2 前項の場合においては、第六条第七項の規定を準用する。

（移動の制限）

第十五条 行政主席は、狂犬病の蔓延防止及び撲滅のため必要と認めるときは、期間及び区域を定めて犬又はその死体の区域内における移動及び区域外への移動を禁止し、又は制限することができる。

（交通の遮断又は制限）

第十六条 行政主席は、狂犬病が発生した場合において緊急の必要があると認めるときは、規則の定めるところにより期間を定めて、狂犬病にかかった犬の所在場所及びその附近の交通を遮断し、又は制限することができる。但し、その期間は、七十二時間を超えてできない。

第五条 犬の所有者（所有者以外のものが管理する場合に於ては、その者。以下同じ。）は、その犬について規則の定めるところにより、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

2 行政主席は、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

（抑留）

第六条 予防員は、第四条の規定する登録を受けず若しくは鑑札を着けず又は前条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めるときは、これを抑留しなければならない。

2 予防員は前項の抑留を行うため、あらかじめ行政主席が指定した捕獲人を使用して、その犬を捕獲することができる。

3 前項の捕獲人が犬の捕獲に従事するときは、第三条第二項の規定を準用する。

4 予防員は第一項の規定により犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについては、その犬を抑留した場所を管轄する市町村長にその旨を通知しなければならない。

5 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を二日間公示しなければならない。

6 第四項の通知を受け取つた後、又は前項の公示期間満了の後三日以内に所有者がその犬を引き取らないときは、予防員はこれを処分することができる。

7 前項の場合においては、政府はその処分によって損害を受けた所有者に通常生ずべき損害を補償する。

（輸出入の検査）

第七条 何人も、検査を受けた犬でなければ輸出し、

（集合施設の禁止）

第十七条 行政主席は、狂犬病の蔓延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、犬の展覧会その他の集合施設の禁止を命ずることができる。

（緊留されていない犬の抑留）

第十八条 行政主席は、狂犬病の蔓延の防止及び撲滅のため必要と認めるときは、予防員をして第十条の規定による緊留の命令が発せられているにもかかわらず緊留されていない犬を抑留させることができる。

2 前項の場合には第六条第二項から第七項までの規定を準用する。

第四章 補 則

第十九条 公衆衛生又は治安維持の職務にたづさわ公務員及び獣医師は、狂犬病予防のため、予防員から協力を求められたときは、これを拒んではならない。

（抑留所の設置）

第二十条 行政主席は、第六条及び第十八条の規定により抑留した犬を收容するため、犬の抑留所を設け予防員にこれを管理させなければならない。

（費用の負担区別）

第二十一条 この立法の規定の実施に要する費用は、次項に掲げるものを除き政府の負担とする。

2 犬の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録に要する費用

二 第五条及び第十三条の規定による犬の予防注射の費用

三 第六条及び第十八条の規定による犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用

四 第七条の規定による輸出入の検査中の犬の飼養管理費

五 第八条の規定による届け出に要する費用

又は輸入してはならない。

2 前項の検査に関する事務は、家畜伝染病予防法を適用する。

第三章 狂犬病発生時の措置

（届出義務）

第八条 狂犬病にかかった犬若しくは狂犬病にかかった疑いある犬又はこれらの犬に咬まれた犬については、これを診断し、又はその死体を検案した獣医師は、規則の定めるところにより、直ちに、その犬の所在地を管轄する市町村長にその旨を届け出なければならない。

但し、獣医師の診断又は検案を受けない場合においては、その犬の所有者がこれをしなければならない。

2 市町村長は、前項の届出があつたときは、直ちに、その旨を行政主席に報告しなければならない。

（隔離義務）

第九条 前条第一項の犬を診断した獣医師又は所有者は、直ちにその犬を二週間以上隔離しなければならない。但し、人命に危険があつて緊急やむを得ないときは、殺すことはさまたげない。

2 予防員は、前項の隔離について必要な指示をすることができる。

一 項：一部改正（一九五四年九月立法三一号）

（公示及び緊留命令等）

第十条 行政主席は、狂犬病（狂犬病の疑似症を含む。以下この章から第五章まで同じ。）が発生したと認めるときは、直ちにその旨を公示し、その発生地を中心とした半径五キロメートル以内における区域及び期間を定めて、その区域内のすべての犬に口輪をかけ、又はこれを緊留することを命じなければならない。

（殺害禁止）

六 第九条の規定による隔離及び指示により行つた処置に要した費用

（処分等の行為の承継人に対する効力）

第二十二條 この立法又はこの立法に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為の目的である犬について所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、またその効力を有する。

（規則制定）

第二十三條 本法施行に必要な規則は、行政主席が定める。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、百三十ドル以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して検査を受けない犬を輸出し、又は輸入した者

二 第八条第一項の規定に違反して犬について届出をしなかつた者

三 第九条第一項の規定に違反して犬を隔離しなかつた者

本条：一部改正（一九六一年三月立法五号）

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、八十五ドル以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して犬の登録の申請をせず、又は鑑札を犬に着けなかつた者

二 第五条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票をつけなかつた者

三 第九条第二項に規定する犬の隔離についての指示に従わなかつた者

四 第十条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれを緊留する命令に従わなかつた者

五 第十一条の規定に違反して犬を殺した者

六 第十二条の規定に反して犬の死体を引き渡さなかつた者

七 第十三条に規定する犬の検診又は予防注射を受



けさせなかつた者

- 八 第十五条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
- 九 第十六条に規定する犬の狂犬病のための交通遮断又は制限に従わなかつた者
- 十 第十七条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

本条：一部改正（一九六一年三月立法五号）

附 則

第二十六条 この立法は、公布の日から施行する。  
 附則（一九五四年九月三日立法第三一号）  
 この立法は、公布の日から施行する。  
 附則（一九六一年三月四日立法第五号）  
 この立法は、公布の日から施行する。

◎へい獣処理場等に関する立法施行規則

（一九五二年二月八日規則第四八号）  
 施行 一九五二年二月八日

へい獣処理場等に関する立法（一九五二年九月二十二日立法第三十四号）第八条の規定に基いてへい獣処理場等に関する立法施行規則を次のとおり定める。

へい獣処理場等に関する立法施行規則

（へい獣処理場の許可）

第一条 へい獣処理場等に関する立法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を、行政主席に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつてはその名称、事務所、所在地、代表者の住所、氏名、生年月日及び定款又は寄附行為の写）
- 二 へい獣処理場の名称及び所在地
- 三 へい獣処理場又は化製場の区別

四 化製場にあつてはその製品及取扱原料の種目並にその処理方法

- 五 へい獣処理場又は化製場の構造設備図面（建築物の配置及び施設の平面図）
- 六 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面（見取図）
- 七 敷地その他他人の所有又は管理に係るときはその所有者又は管理者の承諾書
- 八 竣工予定期日
- 九 その他の参考書類

（変更）

第二条 法第三条第二項の規定により許可を受けようとする者は、前条各号に掲げる事項を記載した申請書に、その施設又は区域変更の事由及び変更後の施設又は区域の状況を明らかにした図面を添えて行政主席にこれを提出しなければならない。

（竣工検査及び使用認可）

第三条 第一条並びに前条の規定により許可を受けた者は、その工事が落成し、使用しようとするときは使用前に行政主席に届け出て所定の検査を受けなければならない。

（廃止、停止の届出）

第四条 へい獣処理場の所有者は、第一条の申請書に記載した事項変更したとき又はへい獣処理場の経営を停止し若しくは廃止したときは、十日以内に行政主席に届け出なければならない。但し、廃業の届け出をなすときは、同時にその許可証を返納しなければならない。

（公衆衛生上害ある場所）

第五条 法第四条第二号に規定する公衆衛生上害を生ずるおそれある場所とは、人畜が多数集合する停留所、公園、学校、病院、市場及び公道から百米以内とする。

（衛生措置）

- 第六条 へい獣処理場の所有者又は管理者は、法第五条各号の外左の措置を講じなければならない。  
 一 窓には二耗目以下の金網を張り且つ採光、換気に必要な設備を講ずること。
- 二 給水、排水設備を充分にすること。
- 三 処理場の床面及び腰板は不しん透質の材料で築造し、その出入口には閉鎖のできるとびらを設け、且つ昆虫、ねずみちりを防ぐ設備をすること。
- 四 汚水及び汚物溜は不しん透質材料で築造し堅固なふたを設けること。
- 五 便所は、採光、防虫、及び防鼠の設備を設け便壺の周囲は、不しん透質物を以て築造し、流水式手洗を設備すること。
- 六 消毒のための設備すること。
- 七 処理場の周囲には、二米以上の塀を設け且つ閉鎖できる門とびらを設けること。

（立入検査）

第七条 法第六条第一項の職権を行う者を行政主席の任命したへい獣処理場、化製場監視員と称し、同条第二項に規定する証票は様式第五号による。

（使用の制限）

第八条 へい獣処理場は、へい獣の処理以外の目的にこれを使用してはならない。

（届出の義務）

第九条 へい獣処理場に従事する者は、へい獣に家畜伝染病及び伝染性病若しくはその疑いあることを発見したときは、直ちに当該監視員に届け出てその指示に従い消毒その他必要な処置をしなければならない。

（使用の制限）

第十条 へい獣処理場の所有者又は管理者は別記様式第一号又は様式第二号の処理簿を備え、へい獣処理

のつどこれに記入し且つ毎月の累計を様式第三号又は第四号で資源局長に翌月五日までに報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎家畜改良増殖法

（一九五二年一月二〇日立法第五二号）  
 施行 一九五二年一月二〇日

沿革 一九五六年八月七日立法第三六号  
 一九五八年八月一日立法第三一号  
 一九六一年三月四日立法第四号

立法院の議決した家畜改良増殖法に署名し、ここにこれを公布する。  
 琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

家畜改良増殖法

（目 次）

- 第一章 総則（「一条—二条」）……………一二二
- 第二章 種畜（「三条—九条」）……………一二二
- 第三章 家畜登録協会（「一〇条—一三条」）……………一二三
- 第四章 家畜人工授精（「一四条—一五五条」）……………一二三
- 第五章 雑則（「一六条—一四一条」）……………一二七
- 第六章 罰則（「二二条—二四五条」）……………一二七
- 附 則……………一二八
- 第一章 総 則……………一二八

第一条 この立法は、種畜を確保し、その利用を増進し、その他家畜を登録し、家畜の改良増殖を促進し、畜産の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この立法で「種畜」とは、牛、馬、豚又は山羊の雄であつて、その飼養者が次条の規定による種畜証明書の交付を受けているものをいう。

2 この立法で「家畜人工授精」とは、種畜から精液を採取し、処理し及び雌に注入することをいう。

第二章 種 畜

（種付の制限）

第三条 牛、馬、豚又は山羊の雄は、その飼養者において、行政主席が毎年定期或は臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付（家畜人工授精を含む。以下同じ。）の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 政府の貸付種畜

二 学術研究のため種付の用に供する場合その他規則で定める場合

2 前項の検査は、規則の定めるところによりその家畜の血統、能力及び体型が等級基準に適合し、且つ、伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害（以下「疾患」と総称する。）を有しないかどうかについて行う。

3 第一項の種畜証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

二項：全部改正（一九五八年八月立法三一号）

（種付の禁止）

第四条 種畜が疾患にかかつていないことを知りながら、これを種付の用に供してはならない。但し、前条第一項第二号の場合は、この限りでない。

（種畜証明書の有効期間）

第五条 第三条第一項本文の規定により行政主席が定期或は臨時に行う検査に基いて交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。

2 行政主席は、天災その他やむを得ない事由により前項の検査の日から一箇年以内の定期の検査を行うことができない場合には、同項の規定にかかわらず同項の有効期間を六箇月以内の限り延長することができる。

（種畜証明書の効力の取消又は停止）

第六条 行政主席は、第三十八条の検査の結果、疾患にかかつていないと認められた種畜について、その疾患の程度により、それぞれその交付した種畜証明書の効力を取り消し、又は停止することができる。

2 行政主席は、前項の規定により種畜証明書の効力を停止した場合において、種畜証明書の有効期間内に当該種畜の疾患がなおつたときは、すみやかにその停止を解除しなければならない。

（種畜の公示）

第七条 行政主席は、第三条第一項本文の種畜証明書を交付した場合、第五条第二項の規定により種畜証明書の有効期間を延長した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その他規則で定める場合は、当該種畜の所在する市町村を管轄する市町村長にその旨を通報しなければならない。

2 市町村長は、前項の通報を受けた場合は、その旨を公示しなければならない。

（種畜証明書の呈示等）

第八条 種畜の飼養者は、種付を受けようとする家畜の飼養者その他規則で定める者から要求があつたときは、種畜証明書を呈示しなければならない。

2 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付に関する事項を記載しなければならない。

3 種畜の飼養者は、前項の台帳を五年間保存しななければならない。

4 種畜の飼養者は、種付を受けた雌の家畜の飼養者から種付証明書若しくは精液採取証明書の交付を要求されたとき又はその種畜から家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）を採取した家畜人工授精師からその精液採取に関する証明を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（種畜証明書の交付手続等）  
第九条 この章に規定するものの外、第三条の検査の方法及び手続、種畜証明書の交付、書換交付、再交付及び返納その他種畜証明書に関する手続並びに前条の種付台帳、種付証明書及び精液採取証明書の様式に関する事項は、規則で定める。

### 第三章 家畜登録協会

#### （組織）

第十条 家畜の所有者又は飼養者は、家畜登録協会を設立することができる。

2 家畜登録協会は法人とする。

（登録協会の目的等）

第十一条 家畜登録協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力又は体型について、登録審査委員の行う審査に合格したものを登録し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

2 前項の登録審査委員、審査、登録その他に關し必要な事項は、規則で定める。

（名称の独占）

第十二条 家畜登録協会は、その名称の中に、家畜登録の文字又は家畜の種類を冠する登録協会という文字を用いなければならない。

2 家畜登録協会でないものは、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（規定の準用）

第十三条 家畜登録協会には、この立法で定めるものの外、民法（明治二十九年法律第八十九号）の社團法人に關する規定を準用する。

#### 第四章 家畜人工授精

（家畜人工授精の制限）

第十四条 家畜人工授精師でない者は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。但し、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを自己の飼養する雌の家畜に注入する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

第十五条 家畜人工授精用精液は、家畜人工授精師その他、家畜人工授精を行うため政府が開設する施設以外の場所から採取し、又は処理してはならない。但し、家畜人工授精用精液を採取する回数が、規則で定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに前条但書の場合は、この限りでない。

第十六条 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を採取したときは、すみやかに、規則で定める方法により、これを検査しなければならない。

2 家畜人工授精師は、前項の検査の後すみやかに、規則で定める方法により、家畜人工授精用精液を容器に収めた上これに封緘を施し、且つ、家畜人工授精用精液証明書を添付しなければならない。但し、検査後その場所において雌の家畜に注入する場合は、この限りでない。

3 家畜人工授精師は、第一項の検査の結果規則で定める異常を発見したときは、すみやかに種畜検査委員にその旨を届けなければならない。

（家畜人工授精用精液の保護等の制限）

第十七条 前条第二項の封緘がなく、又は精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、第十四条但書及び前条第二項但書の場合は、この限りでない。

（家畜人工授精簿）

第十八条 家畜人工授精師は、家畜人工授精簿を備えて、家畜人工授精に關する事項を記載しなければならない。

2 家畜人工授精師は、前項の家畜人工授精簿を五年間保存しなければならない。

（家畜人工授精師の免許）

第十九条 家畜人工授精師になる者又は、行政主席の免許を受けなければならない。

2 家畜人工授精師の免許は、左の各号の一に該当する者でなければ与えない。

一 獣医師

一の二 琉球大学、学校教育法（一九五八年立法第三号）による大学、日本における学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）若しくは大学令（大正七年初令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、畜産に關する課程を修めて卒業した者

二 日本又は外国において、家畜人工授精師の免許を取得した者

三 行政主席が家畜の種類別に行う家畜人工授精に關する講習会の課程を終了してその修業試験に合格した者

3 前項第三号に該当して家畜人工授精師の免許を与えられた者は、その者が合格した同項の修業試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として

業務を行うことができる。

二項：一部改正（一九五六年八月立法三六号）

三項：一部改正（一九五八年八月立法三二号）

第二十条 前条第二項第三号に係る講師及び修業試験委員は、行政主席が任命する。

本条：一部改正（一九五八年八月立法三二号）

第二十一条 行政主席は、第十九条の免許を与えたときは、家畜人工授精師免許証を交付しなければならない。

（家畜人工授精師の免許を与えない場合）

第二十二条 禁治産者又は準禁治産者には、第十九条の免許を与えない。

2 左の各号の一に該当する者には、第十九条の免許を与えないことができる。

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

二 不具の者であつて、家畜人工授精師としての業務を行うのに支障があるもの

三 家畜伝染病予防法（一九五二年十一月十日立法第四十九号）、獣医師法（一九五二年八月二十五日立法第二十一号）家畜商法（一九五二年八月二十五日立法第二十二号）若しくは薬事法（昭和十八年三月十二日法律第四十八号）又はこれらの立法並びに法律に基く規則に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

四 この立法に基く規則に違反した者

（家畜人工授精師の免許の取消及び業務の停止）

第二十三条 行政主席は、家畜人工授精師が前条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 行政主席は、家畜人工授精師が前条第二項各号の一に掲げる者に該当するに至つたとき又はこの立法

若しくはこの立法に基く規則の処分に違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務を停止させることができる。

3 行政主席は、前項の処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

4 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

5 聴聞に際しては、当該処分に係る者に対して、当該事案について意見を述べ、且つ証拠を呈示する機会を与えなければならない。

（名称の独占）

第二十四条 家畜人工授精師でなければ、家畜人工授精師という名称を用いてはならない。

（家畜人工授精師免許証の携帯等）

第二十五条 家畜人工授精師は、家畜人工授精を行うときは、家畜人工授精師免許証を携帯し、且つ、家畜人工授精に係る家畜の飼養者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の飼養者から授精証明書の交付を要求されたとき又は家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者からその採取に關する証明を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（家畜人工授精師の届出）

第二十六条 家畜人工授精師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他規則で定める事項を、翌年一月三十一日までに行政主席に届けなければならない。

（家畜人工授精所の開設の許可）

第二十七条 家畜人工授精所を開設しようとする者は、行政主席の許可を受けなければならない。

但し、政府が開設する場合は、この限りでない。

（家畜人工授精所の開設の許可を与えない場合）

第二十八条 前条の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精を適確に、且つ、衛生的に実施するため必要な規則で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、与えない。

2 前条の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不適当であるときは、与えないことができる。

（家畜人工授精所の開設の許可の取消及び使用の停止）

第二十九条 行政主席は、家畜人工授精所の開設者から申請があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。

2 行政主席は、家畜人工授精所が前条第一項の構造、設備及び器具を欠くに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者がこの立法若しくはこの立法に基く規則若しくはこれらに基く処分に違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用を停止させることができる。

3 第二十三条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三十条 家畜人工授精所の開設者は、種畜を少くとも一頭所有し、若しくは占有し、又は他人の飼養する種畜の家畜人工授精用精液を契約等により提供できるようなしておかなければならない。但し家畜人工授精用精液の採取をしない家畜人工授精所については、この限りでない。

2 家畜人工授精所の開設者は、前項但書の場合を除き、同項の家畜の種類、名前、生年月日及び血統を行政主席に届けなければならない。

（家畜人工授精所の管理）

第三十一条 家畜人工授精所の開設者は、みずから家畜人工授精師であつてその家畜人工授精所を管理す

る場合の外、その家畜人工授精所を管理させるために、家畜人工授精師を置かなければならない。

(家畜人工授精用精液の提供の義務)

第三十二条 家畜人工授精所の開設者は、その家畜人工授精所において、家畜人工授精用精液の提供を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(名称の独占)

第三十三条 家畜人工授精所でなければその名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いてはならない。

(政府の開設する家畜人工授精所等)

第三十四条 政府が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精を行うため政府が開設する施設は、第二十八条第一項の構造、設備及び器具を備えなければならない。

(家畜人工授精師の免許の申請手続等)

第三十五条 この章に規定するもの外、第十八条の家畜人工授精師の様式、第十九条第二項第三号の講習会及び修業試験の方法、家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続並びに家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に關し必要な事項は規則で定める。

本条 一部改正(一九五八年八月立法三一号)

第五章 雑 則

(種畜検査委員)

第三十六条 家畜の改良増殖に關する事務を処理させるため、政府に種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に關し知識経験を有する政府の職員のうちから行政主席が任命する。

一・二項 一部改正(一九五六年八月立法三六号)

げ、又は忌避した者

本条 一部改正(一九六一年三月立法四号)

第四十五条 第八條第三項又は第十八條第二項の規定に違反した者は、六ドル以下の過料に処する。

本条 一部改正(一九六一年三月立法四号)

附 則

1 この立法は、公布の日から施行する。(経過規定)

2 この立法施行の際、現に引き続き一年以上家畜人工授精の業務を行っていた者は、第十九條第二項第二号の規定により合格した者とみなす。

3 前項の者は、この立法施行の日から三箇月以内に規則の定めるところにより、行政主席に免許の申請をしなければならない。

4 前項の規定による申請をしなかつた者については、同項の期間経過後は、附則第二項の規定は適用しない。

附則(一九五六年八月七日立法第三六号)

この立法は、公布の日から施行する。

附則(一九五八年八月一日立法第三二号)

この立法は、公布の日から施行する。

附則(一九六一年三月十四日立法第四号)

この立法は、公布の日から施行する。

◎ 沖縄 大観

概 説

琉球は古くより畜産業が発達し、家畜家禽の飼育は極めてよく普及して、豚及び山羊の飼育頭数においては、戦前常に日本併合で第一位を占めていたものである。例えば昭和十二年に例をとつてみると、当時の沖縄県を除いた日本全土における牛の頭数は一、八二五、七六〇頭なのに対し、沖縄では三〇、四六三頭となつてゐるが、これを農家百戸についての飼育割合を

(報告)

第三十七条 行政主席は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師から種付その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第三十八条 行政主席は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液を収去させることができる。

2 種畜検査委員は、前項の規定により立入、質問、検査又は収去をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入、質問、検査又は収去は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第三十九条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で規則で定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	金額
一 第九条の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者	二十五セント
二 第十九條第一項の免許の申請をする者	二十五セント
三 第二十七條の許可の申請をする者	二十五セント
四 第三十五條の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付又は再交付の申請をする者	二十五セント

みると日本が三二・七五頭なのに対し、沖縄は三二・九九頭で、また耕地百町歩に対しては日本が二九・九四頭で沖縄は五〇・三三頭となつてゐる。馬については日本が一、五四一、〇八六頭で、沖縄は四〇、〇〇〇頭であり、農家百戸について日本が三一頭、沖縄四三・三頭、百町歩についての割合は日本二六頭なのに対して沖縄は六六・一頭となつてゐる。山羊の飼育頭数は日本では二九三、三〇二頭であり、農家百戸についての頭数は日本で五・二六頭なのに対し、沖縄では一五七・四二頭、耕地百町歩に対して日本では四・八一頭なのに対し、沖縄では二四〇・一一頭という割合を示しており、豚についてもまた日本の総頭数一、〇八八、一八七頭、沖縄一三七、六三三頭で、農家一戸当り日本の一・九・五二頭に対して沖縄一四九・〇四頭、耕地百町歩について日本の一七・八四頭の割合なのに対し沖縄は二二・七・三三頭という驚異的な数字が出てゐる。かくて沖縄において伝統的に家畜の飼育が盛んなことは、四季温暖の気候に恵まれてゐるために飼料資源が豊富なことと住民が特に獣肉を好むという性向から来た結果とみられる。一面沖縄農業があまりにも零細であつたために、多角的経営が必然的に要求され、農家の収を因るために副業としての家畜、家禽の飼育が盛んにならざるを得なかつたという事情もあつた。沖縄の自立経済が強く要請されてゐる折柄、将来住民生活の向上並びに人口増加の対策としても、有畜農業経営の必要性はいよいよ高まって来るであろうし、また天恵を最高度に活用することによって発展の可能性も十分あると思われ。戦前においても、年々四千頭余の牛が移出された事実もあり、戦後における琉球の畜産業は将来に洋々たる期待が持たれるのである。

農民の畜産に対する知識も大いに向上し家畜の改良もともに進みつつあつた時に際して勃発した今次大戦は、すべての産業と同じく、畜産業をも根底から破壊してしまつた。鉄火の洗礼をうけて沖縄本土の三分の

本条 一部改正(一九六一年三月立法四号)

(適用除外)

第四十条 行政主席は、鳥しよを指定してこの立法の全部又は一部を適用しないことができる。

(規則の制定)

第四十一条 この立法施行に必要な規則は、行政主席が定める。

第六章 罰 則

第四十二条 左の各号の一に該当する者は、百三十ドル以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条又は第十四條の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第十九條第一項の規定による免許を受けた者

本条 一部改正(一九六一年三月立法四号)

第四十三条 第十五條、第十六條第二項、第十七條第一項若しくは第二項、第二十四條又は第三十三條の規定に違反した者は、八十五ドル以下の罰金に処する。

本条 一部改正(一九六一年三月立法四号)

第四十四条 左の各号の一に該当する者は、二十五ドル以下の罰金に処する。

一 第八条第一項若しくは第四項又は第二十五條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

二 第八条第二項の規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十八條第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

四 第十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十八條第一項の規定による検査を拒み、妨

一は全く灰尽に帰し、さしも日本に誇つた畜産業も壊滅し去つたといつても過言ではない。今終戦直後の沖縄における残存家畜の見込頭数は左のごとき哀れな状態であつたのである。

牛	馬	豚	山羊
本島 五〇 七〇〇	八五〇	一、五〇〇	
離島 四〇〇	五三〇	一、二〇〇	一、三〇〇
計 四五〇	一二三〇	二、〇五〇	八〇〇

終戦後米國軍政府は逸早く沖縄における畜産業の復興に着目し、一九四六年にはヘレンボード種の牛三十三頭を米國より輸入し、翌四七年には日本から(東京、名古屋) 離二万羽という大量を飛行機で輸送するといふ熱意を示した。更に四八年には米國からパークシャー、ハンブシャー、チェスターホワイト、ヨークシャー、デュイロックシャー、ポークランドチャイナ、スポテッド、ポークランドチャイナ等各種の豚五五〇頭を輸入、四九年にはノルマン系の馬一、六〇〇頭、同年から五〇年にかけて山羊(サーネン、ヌビアン、アルパイン、ドッケンブルグの各種)二、六六九をそれぞれ米國から輸入した。また四八年にはガリオア資金によつて日本(静岡)からパークシャー種豚七〇頭、五一年度にも鳥取、島根から改良和牛三〇頭、静岡、埼玉からパークシャー種豚八六頭を輸入して全地域に配付したのである。これ等の家畜、家禽の輸入にあつて、軍政府当局者は惜しみなく飛行機を利用するといふ熱意を示し、その熱意は沖縄農民に深い感銘を与え、当時のこの特別の恩恵に酬ゆべく官民一体となつて畜産復興に努力しつゝあるのである。今や復興途上にある沖縄の畜産業の全貌については別表を参照せられたい。

畜産業の沿革

前述のごとく沖縄における畜産業は相当古くから行われていたのであるが、それが近代化するまでには相当

の年数を経て来たことはもちろんである。いま各家畜について、発達の経緯を探ってみることにしよう。

### 一 畜 牛

北緯三十度以南の列島は古来より畜牛の飼養管理は極めて幼稚であった。明治年間に入り県政が施行せられ、一九〇四年時の農商務省よりエアージャ種の種牝中の下付けを受けるや、これを在来種に交配して雑種繁殖を行ったことが改良の第一歩となった。しかしその後十年間原種の移入が絶え、一九二七年に至って役肉用に改良しようとの目的から農商務省大分種牛所よりシンメンタル種の種牝牛三頭の貸付を受けてその繁殖に努めた。以後引続きエアージャ種及びシンメンタル種の種牝牛を借受けて雑種生産を奨励して来たが、当時なお畜牛の用途開けず、その需要も比較的少かつたため、農民は徒らに休軀が巨大で外観の美しいのを喜ぶだけで経済的観念を基礎とした改良繁殖については大して関心を払わなかった。その後になつて、ようやく、肉牛の県外移出が行われるようになると共に、畜牛飼育が他の家畜に比して経済上有利となるに及んで、在来種、エアージャ種及びシンメンタル種系雑種は次第に隣接県から移入した改良種系との畜牛に圧されるようになった。ここに役肉用改良種の生産飼育を行わんとする気運が擡頭し、畜牛の改良についてようやく方針を確立することとなった。すなわち沖縄群島以南の各群島とも農家一般に飼育の適した畜牛は、これを役肉兼用種に改良することが最も当を得たものと考えられるようになった。一方大島群島は鹿兒島に所属していた関係上、既に一九〇六年島根県からデボホン種種牝牛を移入したのをはじめとし、シンメンタル種、ブラウンスイス種及び大分県から改良種を入れる等改良に努力して来たが、昭和五年本郡産業助成事業が始まるとともに畜牛改良の根幹である種牝牛を主として島根県から移入することに決定し

た。近年になって但馬種、因伯種をも入れ血統、体型、資質の改良を図つて来たが、わけても沖永良部島、与論島及び徳之島では特にみるべき成績を上げ、その生産数も著しく増加し、共同出荷による阪神地方への移出も盛んになり、沖縄に対しては年間四、〇〇〇頭乃至五、〇〇〇頭を移出するほどであった。戦前の琉球畜牛の状態は、年間四、〇〇〇頭乃至五、〇〇〇頭を日本に輸出し、約四、〇〇〇頭が県内で消費されていた。この県内消費頭数は県内畜牛総頭数の三分の一以上に当つていたのである。これに対して、沖縄で生産される仔牛は年に約三、〇〇〇頭であり、不足分を大島から四、〇〇〇頭程度を移入してバランスをとっていた。元來家畜としての牛の用途は、沖縄では水田地帯以外では役用としての価値が低く、大部分が肥育されて肉牛として阪神地方に移出された。しかも総頭数の三分の一を肉牛として県内で消費していた過去の実績から見ると、これを補充するためには仔牛の輸入を日本に仰がねばならない。しかも日本でも増殖計画が進行中であるだけに、肉牛の飼育が経済的に成立つかどうかは極めて疑問視されるのである。このにおいて、戦後は乳牛の飼養が重要視されて来た。乳牛であれば毎年大量の仔牛を海外から輸入する必要がないし、栄養源として住民にもよるこぼれ、更に乳製品として毎月現金収入を得る可能性が強いという点から有利であると見られる。八重山群島は点在する大小十九の島からなり、総面積四、三六二平方里、総人口の四四、二〇〇人を擁しており、本群島の地勢は山岳、原野、河川に富み農、林、畜、蛋の立地的諸条件に恵まれている。ことに畜産面からみれば、全琉を通じて特殊的存在であつて、面積に比し人口密度が低く(二方里一、〇二二人)、地理的には畜産資源に恵まれている。往時より石垣島内だけでも十四カ所の牧場があり、その面積は六、二〇〇町歩に上つていたのである。

当然であろう。明治及び大正の中期までは、農家はもろろん非農家といえども群島民の大部分は牧場に関心を持つていた。一般農家に繁殖されている家畜についてみると、大正の末期より畜牛の改良熱が黒島の一部よりおこり、従来単に増殖のみに意を用いていた農家も家畜の改良に意を注ぐようになった。かくて種牝牛の移入は計画的に行われ、牛は改良種、馬はアンゴロルマン雑種のスローガンの下に、その成績は着々として向上した。本群島は耕地の地形と、水田が多くしかも田畑が遠隔の地にあつた関係から、往時より役畜の利用が非常に盛んであつた。役畜利用の農機具の種類に至っては多種多様にわたつており、耕地面積と農家戸数の比率からみるもまた役畜の利用度からみるも非常に進んでいた。従つて八重山の畜産の組織は一方では牧野を繁殖源として控え、他方恵まれた農林業経営と相俟つてその隆盛をみ、一九三二年には三〇カ所の一〇、五四八ヘクタールの牧場には牛五、八五五頭と馬一、一三四頭を擁して洋々たるものがあつた。なお一九三二年度より沖縄県産業助成費、牛野改善奨励費その他の費用をもつて国頭郡大宜味村に三八ヘクタール、島尻郡具志川村に五三ヘクタールが畜牛用の牧野として設置された。琉球全土における年欠別畜牧状況は上掲の表の通りである。

### 二 産 馬

しめ他の二頭は島尻郡農学校及び県立農学校に繁殖して種付に供用させた。その後年々政府より貸下げを得、また県有種牝馬の貸付を受け(島尻郡及び宮古郡に繁殖)あるいは県費補助によつて種馬の充実を図るなどして改良を奨励したので、大正七、八年の好況時代には全国的に産馬熱が沸騰し、本県産馬も高価で売買されるものすらあつた。越えて一九二一年、島尻郡は他郡に率先して島尻郡産馬畜産組合を設立し一層産馬の改良を図つた結果、今日では本島における馬匹の大部分はいわゆる雑種に進化し、在来種に比べて優秀なものとなつたのである。一方大島郡島において、明治三十四年県費をもつて鹿兒島県内産種牝馬四頭を購入し、これを喜界島、大島、徳之島、沖永良部島に一頭ずつ配付し、在来の牝馬に交配して種付を行わしめた。喜界島に入れたものは恒吉産種恒吉号で、土産牝馬は他地区に比べて良好であつたため、その成績も極めてよく、二〇〇余頭の仔馬をあげ若しく進境を示したが、その後は特に見るべきものはない。一九一四年三月国産種牝馬アングロアラブ種及び県有種牝馬サラブレッド種種牝馬の貸付を受け、喜界島に配置され、産駒成績も相当に上つたが、更に一九二〇年頃から国産種牝馬キドラン系内國産洋種の貸下を受け、喜界島に配置した結果、その産駒も体幅、骨量ともに充実し、肢蹄堅牢なものを産するようになったし、その後使用せる種牝馬数は四十一頭に上り、南西諸島中唯一の馬生地喜界島の声価はいよいよ高まるようになったのである。戦前戦後を通じた年別畜馬の年欠別比較は上表のごとくであるが、戦後の沖縄農業は甘蔗作が少なくなつたため、戦前のようにその方面の利用価値は高くないが、今後とも産馬に力めて農耕、運搬に支障のないようにしたいものである。

る二百年前尚敬王の二年、各都に命じ鶏及び豚の飼養を奨励した。その時久高島のみはこの命に従わなかつたので扱理役(さばりやく)を呼び寄せ、その理由をたゞしたところ、ある時神が出現したが、その時豚の糞で神を衣を穢したために大いなる怒りを買ひ、そのため島民は大いに困窮することになつたので、豚は飼うわけには行かないと釈明したという伝説が残つてゐる。その後尚温王の時、天保十四年七月十四日英國船が北谷間切沖で難破したことがあつたが、後の藩庁は修理材料、飲料物、日用品等を送つて救助に尽した。その謝礼として翌弘化元年、特に英國より使臣を派遣し牛牝牡各一頭、水牛牝一頭、綿羊頭、豚牝二頭、牡一頭を寄贈した。この豚は首里赤田村及び鳥掘村に委託飼養させたが、是が唐豚の元祖で黒白班であると伝えられており、ここに琉球において島豚と唐豚の二種の別を生じた所似があるという。かくのごとく琉球の養豚は古い歴史を有しているだけに、戦前においては琉球到るところで飼養され、その頭数も十二万頭を下らず、農家戸数一戸当り飼養頭数は平均一・四頭に達し、遂に日本一の栄冠をかち得たものであつた。しかし在来種は容貌醜悪で体軀の發育も均整がとれていなかったもので、その改良を行うこととなり、一九〇四年農商務省七塚種牛牧場からパークシャー及びヨークシャー二種の牝下付けを受け、在来種と交配させることにした。しかしヨークシャー種はその体色が一般の嗜好に適さなかつたので、専らパークシャー種のみを寒種畜牧場谷分場、子安農園立川養豚場その他から移入した。沖縄の在来種は一名琉球豚とも称し肉味佳良を謳われていたが、晩熟である上に体軀矮小で体重七〇斤乃至九〇斤に過ぎなかつた。ところがこれにパークシャー種を配して生産した雑種は、百二十斤乃至百八十斤に達し、發育迅速で飼養経済上上と云ふ有利であることが立証されるに至り、大いに普及す

るようになった。そのため、今日では純粋の在来種は殆んどその影を消し雑種がこれにかわるに至つた。一九〇八年突然豚コレラが発生して甚大な損害を蒙つたが、その後引続き毎年その流行を見、最近では更に豚丹毒及び豚疫も発生したために斯業の発達に一大支障を来した。しかるに一九二二年にいたり、県立獣疫血清製造所が創立され、豚コレラ血清及び予防液が製造されるようになり、琉球の養豚に光明を与えた。ついで一九三五年以降鹿兒島県からパークシャー種的大量移入が行われ、品種改良の成績大いにあがり、在来種は殆んど影をひそめてしまった。しかし今欠大戦の戦禍に会い、その施設は灰尽に帰し、養豚の将来はただ暗澹たるものであつた。然るに終前直後一九四六年、早くも米國からパークシャー種一頭、ハンブジャ種二十二頭が輸入され、ついで四八年にはラウ救済団を通じてハワイ同胞沖縄救済団から種豚として各種五五〇頭が贈られた。ここにこれ等を基礎として純粋繁殖及び雑種繁殖に効果をあげ、今や肥育期間の短縮をみるに至り、農民はようやく斯業の前途に光明を見るに至つたのである。もつとも種類によつては本島の氣候風土に適さないものもあるが、適する順位はハンブジャ種、チェスターホイト種、シュロックシャー種、パークシャー種となつてゐる。ここに一大恨事は豚コレラ等の伝染病が再び流行し始めたことである。元來琉球の家畜伝染病中豚コレラ、豚丹毒は古くから常在地と称せられていたが、暫く終熄の状態にあつた。豚コレラが一九四九年初頃頃から再び猛威を揮ひはじめ、斃死頭数甚大であつた。日本から血清予防液類を輸入して予防対策に全力を挙げてはいるが、未だに斃死豚が続出し農家経済をおびやかしてはいるので、当局としてもその対策の完璧を期すべく準備中である。

既に四、八〇〇頭余を算え、昭和二年には二二九、〇〇〇頭という数字を出している。これは琉球が四季温暖で青草に恵まれた結果だが、古くより飼育されて来たいわゆる在来種の島山羊は体軀矮小で、体重わずかに十五斤前後で利用価値が少なく専ら食用のみ利用されて来た。しかし一九三四年頃日本(殊に長野県)から乳用種のザネン種が輸入されるに及び、住民も乳用種の価値を知り驚へき勢いで広く普及されるようになった。一九三九年頃になると、単位畜産組合や種畜場が民間の委託を受けて大量のザネン種を日本から購入し、降って一九四一年には全島にわたる人工授精による乳用種化運動が展開され、島内ザネン種の血液を混ぜぬ山羊はないといわれる程まで改良されつつあったが、その途中で今次の戦禍のためその大半を失ったのである。幸いにしてラウ救済団の同情により、一九四八年から一九四九年にかけて二、八六七頭の優良山羊ザネン種、トッケンブルグ種、ヌビアン種、アルパイン種が贈られ、その乳量の多いのに農民は驚き、益々乳に対する認識を高めた。かくして増殖に、改良に一段と拍車をかけ、戦前の姿に返るのもさして遠い将来ではあるまい。

五 鶏

随史琉球伝に「猪鶏多し」とあり、既に千三百年前から養鶏は発達していたものようであるが二百年前の向武王二年に「各部をして鶏豚」を飼育させたとの事蹟がある。このように古くから養鶏が行われていた事実があるに拘らず、近年衰微してしまっていたが、一九二七年に白色レグホン種並びにプリモスロック種、ロードアイラン種として、農家一戸当り飼養羽数を成鶏七羽として、農家総戸数の九〇%に養鶏させこれにより十カ年後の一九三五年には飼養羽数三〇、〇〇〇羽に達しめようと計画したが、この目標はついに達成出来ずに終った。しかも戦禍のために鶏の全部を失ったといつても過言ではない。米軍政府は養鶏についての農民の切望に鑑み、一九四七年三月に、二〇、〇〇〇羽の初生雛を日本から輸入し、与儀農事試験場で三カ月雛として各村に配付させた。今日ではその配付鶏が基礎雛となって増殖し、全琉三〇、〇〇〇羽を擁するに至るといふ驚異的な復興をみせている。

六 兎

兎の飼食は戦後急速に発展して来たが、未だ農業経営の一環として飼育するものではなくただ愛玩の域を脱していない。これは一つには兎皮鞆業の発達が遅れていることにも原因となっている。従って兎肉加工業が発達しない限り、農家経営への浸透は不可能の状況にある。しかるに大島群島にあってはアンゴラ兎を奨励して皮毛の利用に着目し、近年農家は競って飼育しつつあり、その将来は曠目すべきものがある。肉加工業及び織物工業の発達と研究により養兎業は益々盛んになることであろう。

七 牧 野

琉球は古来より原野多く、多年牛馬の放牧、採草に利用されてきたが、時代の変遷に伴い、次第にあるいは耕地と化し、あるいは部落の建設される等、最早放牧は許されない実状に立ち至った。しかしながら八重山群島には今日なお牧場として現存し利用されており、農民の福祉に反している現状である。その慣習は今なお昔ながらの遺風そのままを踏襲し牛馬の混牧と周年放飼の域を出ない。従って寄生虫の被害甚しく昭和十三年には牧牛の大半をビロプラズマ病で失った事実もある。かく放牧による被害の甚大なものにも拘らず、今日まで金飼の牧場経営に至らぬのは、暴風の脅威を受けて牧場附近の部落が衰微したこと等が原因している。今次大戦の戦禍により牧牛の統制されたものを知らず、また数カ所の牧場の牧牛は野牛化して奥山に潜入し、その繁殖状態ははかり難い状況に立ち至り、牧場

八 産業加工

放棄の止むなきに至った実情にあって、その面積だけでも、七、五五三ヘクタールに及んでいる。これ等牧場の利用は、南西諸島に残された家畜の保存場所ともいえるであろう。今やマラリヤは壊滅に至り、これ等広大な面積へ移民を注入して、これと立体的、多角的に利用する時は、家畜頭数の増加は見るべきものがあると思われる。

製革工業

製革工業としては殆んど見るべき施設はなく、粗製品のまま県外に移出されていた。

豚 血

豚血は耐久力を増進する効ありとして、漆器の下塗又は漁業用網、帆等の塗料に用いられている。

戦後の家畜防疫

沖縄の家畜は戦禍により殆んど皆無の惨状に迫られ、わけても豚は僅かに二、〇五〇頭を残しているに過ぎなかつた。そこで家畜開発の基盤をして列島間、あるいは米、日両国から多数の家畜が輸入され、豚は終戦直後から一九四七年末までの間に二、六六九頭が導入され、蕃殖用として高度に用いられていたが、その成果は大いに見るべきものがあつた。ところが、一九四七年四月東海岸前原地区に爆発的に発生した伝染経路不明の伝染病のため、同年一、〇三〇頭を失われなかつた。この事実によつても畜産開発の基盤としては種畜購入と同時に防疫陣の強化が要請され、

この二つは車の両輪のごとく運行しなければならぬことが痛感された。

かくのごとく戦禍による豚の潰滅的損耗の結果、かつては沖縄の地方病かのように根強く浸潤し、発生流行をみた家畜伝染病も一掃されたかと思われていたのが、一九四七年の発生以後防疫陣の間隙を縫って全島に蔓延し、逐年その数には消長を見せながらも一九五〇年に至つても終熄しないのみか戦前処女地といわれた本島周辺の離島や南北琉球にも伝播し、今や全琉が豚伝染病の脅威にさらされるようになった。しかも現在琉球家畜防疫用品は全面的に日本あるいは米國からの輸入に依存しなければならぬ有様でそのために薬品の入手については量的にも時期的にも誤差を生じ常に防疫業務に支障を来している現状からみて、獣疫血清製造所の復興による防疫薬品の自給自足が焦眉の急を示げることとなった。

終戦直後、沖縄民政府当局は直に米軍政府に本所の復興運動を展開し、あわせて市町村長会組合会長も再三再四当局に設置方を陳情した結果、一九四九年暮から一九五〇年春にかけて、東京マ司令部から再度にわたり係官が調査のため来島し、また日本学界権威筋の進言などもあり、ようやく当所復興の機は熟し、一九五〇年十月六日琉球軍政官は琉球家畜検診所の設置を認可したのである。

しかし同所は現在のところ内面的に戦前の獣疫血清製造所の使命を継承しておらず、家畜検診を主体とし、全琉獣医師の教育資材配給のセンターとしての性格を持った過ぎない。これは設備の点や琉球の特殊事情から止むを得ないであろうが、後述の年次計画により将来は生物学的製剤への方向に進むべきは、既に軍当局から示唆されているところで、一九五一年中には本格的機能を發揮するに至るのではないかと期待されている。

◎琉球種畜場種畜種付規程

- (一九五五年九月九日告示第一三五号)  
 適用一九五四年九月二十四日  
 沿革一九五六年九月十四日告示第一九八号  
 一九五九年九月十八日告示第三〇二号  
 〔第一次改正〕  
 〔第二次改正〕
- 琉球種畜場種畜種付規程を次のとおり定める。  
 琉球種畜場種畜種付規程
- 第一条 この規程によつて種付(人工授精を含む。)を行つた家畜は、牛、馬、豚、山羊の雌で左の各号に該当するものとする。
- 一 牛は生後満十八ヶ月、馬は満四才、豚は満八ヶ月、山羊は満十カ月以上のもの
  - 二 発育良好なもの
  - 三 悪質の疾病又は悪癖のないもの
- 第二条 種付又は人工授精用精液の譲渡を受けようとするものは、その旨を文書で種畜場長又は支場長(以下場長という。)に申し込まなければならない。
- 第三条 前条の申込人は、別表による料金を納付しなければならない。
- 第四条 場長は左の各号の一に該当する場合は、種付又は精液譲渡を延期し若しくはこれを拒むことができる。
- 一 牝畜の飼養地又はその附近若しくは牽付經由地において伝染病の発生があつたとき
  - 二 種牝畜に疾病その他事故があつたとき
  - 三 種付に際し異議を申し立て又は場長の指示に従わないとき
  - 四 第三条の料金を納付しないとき
  - 五 その他止むを得ないとき
- 第五条 第三条の申込人は、種付によつて生じた損害

附 則

一 この規程は、一九五四年九月二十四日から適用する。

二 農業研究指導所種畜種付規程(一九五三年告示第十四号)は、(一九五五年九月九日告示第一三五号)に附則として、この規程に準じて施行する。

第六條 場長は、種付又は精液の譲渡を受けた者の申出により種付証明書又は精液採取証明書(家畜改良増殖法施行規則第十四条の様式第五、第六による。)交付することができる。

第七條 場長は、必要があると認めるときは、種付を受けたものに対しその成績を報告させることができる。

附 則

この告示は、公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において、逐次施行する。

別表

種付及び精液料金

項目別	乳牛	役肉牛	馬	豚	山羊
種付	2ドルト 50セント	1ドルト 67セント	1ドルト 67セント	83セント	25セント
種置	1ドルト 25セント	83セント	83セント	42セント	8セント
精液	1ドルト 25セント	83セント	83セント	42セント	17セント

備考 再発情の場合種付及び精液払下は3回までは無料とする。但し、初回種付及び精液払下より100日以上は再発情とみなさない。本表…全部改正[1956年9月告示198号・1959年9月302号]

◎輸入禁止指定地域

(一九五五年一月二十五日告示第八号)  
 家畜伝染病予防法(一九五二年立法第四十九号)第三十五條及び同法施行規則第三十九條による輸入禁止指定地域を左のとおりとする。

指定地域

南朝鮮一帯

(一九五九年七月二十四日告示第二四二号)

家畜伝染病予防法(一九五二年立法第四十九号)第三十五條、同法施行規則第三十九條による指定地域を次のとおりとする。

指定地域

アジア州(日本を除く)、ヨーロッパ州、アフリカ州、中央アメリカ及び南アメリカ州。

(一九六二年八月十七日告示第二八二号)

家畜伝染病予防法(一九五二年立法第四十九号)第三十五條及び同法施行規則第三十九條第一項第一号による指定地域を次のとおり定める。

指定地域 台湾

◎畜産

畜産

琉球は、気候温暖で年中青草のたえることがなく、その上甘蔗、甘藷が耕地面積の八割を占めるほどだから、その豊富な茎葉が豊富な家畜飼料として利用せられ、さらに耕地のせまい立地条件からして昔から高度の畜産業がいとなまされてきた。

戦後はアメリカ、日本からつぎつぎに優良種畜や種禽等が輸入され、これによつて改良が行われ、家畜の資質は、数の増加とともに年々向上しつつある。

政府はさきに、家畜改良増殖の早期達成をはかるために「琉球種畜場」を設置して、家畜家畜の品質向上

が食用として利用されている。戦後は、一時その繁殖もあやぶまれていたが年々増殖の一途をたどり、戦前頭数の六〇%に達したが品種の改良は遅々としてすまない。現在、優良乳用種を日本から輸入し、種畜場の生産も多くして、乳用山羊への転換を奨励している。

五 養 鶏

養鶏は、戦前他の家畜に比べて劣勢であったすなわち農家一戸当りの飼養羽数からみても当時他の家畜が日本全国平均をオーバーしていたのに鶏だけは半ばにすぎなかった。品種も産卵数が年平均四十個程度の在来種が主体をなし、畑を荒すことが多く、飼育もほとんどが放飼で、農家では極度にこれをきらい養鶏の発達がさまたげられた。

戦前の産卵個数は九、六三八、一二六個で年間約八七五、〇〇〇個の鶏卵を輸入していた。戦後は、一九五三年までに三万羽余りの種鶏が導入され、品質改良にもかなり力が注がれるようになった。一九五六年二月末現在の飼養羽数は、二七三、九六二羽で、戦前の四万羽を上廻っている。しかしながら、人口増加と食生活の向上のため住民の消費が増加し、また、外人向けの鶏卵販路が新しく開かれたため、需要量がいちじるしく増加したため、年間約二、八六六万個の鶏卵を輸入している状態である。将来、輸入卵に対する防止策として、政府では品種改良のため、優良基礎種鶏の輸入に助成をあたえ産卵率を向上させるため技術の指導や能力検定を行つて、将来の需給体制を樹立しつつある。

第1表 年次別家畜飼育頭数

年次	家畜別	項目別			
		総頭数	生産頭数	斃死頭数	屠殺頭数
一九四〇年 (昭和十五年)	牛	30,133	2,559	387	4,558
	馬	39,808	2,521	—	—
	豚	128,793	81,178	6,495	36,554
	山 羊	118,139	44,708 (初生雛)	2,478	23,131
	鶏	242,725	101,524	—	—
一九五二年	牛	9,865	982	50	3,726
	馬	16,384	1,540	98	208
	豚	119,753	71,905	2,002	63,299
	山 羊	84,904	25,224	694	13,861
	鶏	202,262	—	—	—
一九五三年	牛	11,685	1,024	112	4,443
	馬	17,316	1,282	91	332
	豚	101,810	52,701	911	76,876
	山 羊	83,102	21,543	355	10,804
	鶏	222,421	—	—	—
一九五四年	牛	12,389	1,197	25	4,488
	馬	18,474	1,334	26	343
	豚	107,839	57,357	1,875	61,990
	山 羊	86,164	20,557	391	10,283
	鶏	269,806	151,853	—	—
一九五	牛	12,821	1,485	21	5,184
	馬 豚	21,148	1,774	34	257
		136,508	80,324	2,301	67,652

につとめ、さらに「家畜検疫所」を設けて、家畜伝染病予防法にもとづく伝染病の外部からの侵入を防止し、家畜保健衛生等の衛生指導を行つてきた。また、戦後各地で散発した悪質な豚コレラ、豚タンダク等の伝染病に対する防疫、排除策として、一九五三年「獣疫血清製造所」を設置して、畜産施設の充実をはかつてきた。さらに家畜の改良増殖と、畜産経営技術の向上を期するために、それぞれの地域に適した種類と規模の畜産経営を奨励して、優良家畜の導入、畜舎の改造、新設などに対しては、政府補助を行つた。畜産物による現金収入の増大をはかり、有機的な経営方法を指導奨励している。

一 役肉用牛及び乳牛

役肉用牛は、戦前三万頭の飼育頭数で、島内消費量は、年間三、六七六頭屠殺され、肥育牛として阪神方面へ三、八〇〇頭も輸出されていた。戦後は外人向け肉販路が新しく獲得事業として開かれ、農家の経済面にも大きな地位を占めるようになったが、生産頭数は年間わずかに一、五〇〇頭で、屠殺数は六、〇〇〇頭を上まわつてゐる。すなわち、生産と消費がアンバランスで年間約四、五〇〇頭の牛を輸入しているような状態である。政府では、これらの打開策として、将来の自給態勢をめぐして、種牝牛の導入、生産の奨励、牧野の改善、人工授精の普及等に力をいれているが、最近しいにその成果をおさめつつある。

乳牛は戦前の五〇〇頭に対し、戦後はわずかに一八〇頭が飼養されているにすぎない。乳児、病人等の飲用や保健衛生の向上にもなる乳利用の増力率からして、今後このこされた酪農事業として有望視されている。

二 馬

馬は、戦前の三万頭に対し、戦後(一九五六年二月末)は二万六二八頭で、戦前の約六〇%となつてい

る。一九四九年、米産の改良種が一、三九九頭が導入され、農耕、品種改良等に多大な成果を収めることができた。馬は、飼養の歴史も古く戦前、交通機関の不便な地方では、荷客運搬の大半が馬によつておこなわれ、かつ、農業の大宗たる甘蔗の運搬任務や、農耕などには、さかんに馬が使用されたため小さな農家でも飼育していた。戦後は、農業の零細化と運搬機関の発達とで馬の利用が少なくなり、その飼養頭数は戦前の六〇%となつてゐるが、べつだん需給関係にはさしたるかえない。

三 養 豚

養豚は、戦前十三万頭の飼養数で、日本全国第一位で、各農家平均二頭を所有し、年間四万八千十三頭も屠殺されていた。戦後は生きのこりの豚も少なく、一時その繁殖が憂慮されたが、日本やアメリカから、特にハワイ移民篤志家の厚意で優良品種が輸入され、年々画期的な改良増殖の成績をおさめることができた。政府では、さらに品種改良による増体量に重点をおき種豚の育成強化と、血液更新のための原種豚の輸入、防疫の徹底、飼育管理並びに豚舎の改善に重点をおいて、指導奨励に当つたのであるが、その成果は見るべきものがあつた。

四 山 羊

山羊は、戦前十五万五千頭の飼育数で、日本全国で第一位をしめていたが、一九五六年二月末現在の飼養数は九万二千七百七拾三頭で戦前の約六〇%となつてゐる。戦後(一九四九年)米國ララ(アジア救済連盟)から、二、六一五頭の山羊が寄贈され、品種改良にもかなり力が注がれるようになったが、一徹農家では、旧態依然として在来種の飼育が主体となつてゐる。

在来種は体軀が小さい上に乳量は僅少で利用価値も少なくもつばら農家の栄養源として年間四二、六六三頭

五年	山 羊	92,151	25,162	679	11,072
	鶏	272,705	75,727羽	—	—

第2表 年次別家畜飼育頭数

年 次	牛		馬	豚	山 羊	
	役肉用牛	乳用牛				
全 琉 球	1952年	9,776	89	5,110	107,077	58,472
	1953年	11,550	135	5,508	89,000	56,538
	1954年	12,235	154	5,715	94,191	58,274
	1955年	12,649	172	5,751	118,872	62,757
沖 縄 群 島	1952年	6,749	88	5,110	107,077	58,472
	1953年	8,561	134	5,508	89,000	56,538
	1954年	9,128	149	5,715	94,191	58,274
	1955年	8,718	166	5,751	118,872	62,757
宮 古 群 島	1952年	446	—	8,534	6,580	20,126
	1953年	473	—	9,037	7,067	19,616
	1954年	531	5	9,958	7,981	20,910
	1955年	716	6	11,224	11,048	22,180
八 重 山 群 島	1952年	2,581	1	2,740	6,096	6,306
	1953年	2,516	1	2,771	5,743	6,948
	1954年	2,576	—	2,801	5,667	6,980
	1955年	3,215	—	4,173	6,588	7,214

注：本表は、市町村の報告にもとづいて作成された各年12月末現在の数字である。

七 家畜家禽の保健衛生

古来、琉球には、家畜の悪性疾病の侵入した足跡はほとんどなかったが、交通が頻繁になるにおよんで各種の伝染病が発生するようになったので、大正十一年に獣疫血清製造所が設立され、主として豚コレラ、豚丹毒の血清の製造および予防液の製造にあたった。戦禍によってこの施設も全焼し、一時、家畜伝染病にたいしては、まったく無防備状態におかれていたが、一九五三年に農家の熱心な要望にこたえてふたたび開設された。

一九五三年における家畜伝染病の発生数は、豚丹毒、三八六頭、豚コレラ三七五頭、牛ビロプラズマ七頭となっている。豚の伝染病による被害は、しばしば農民の養豚熱に多大な打撃を与えていた。政府は、これ等伝染病を防止するために年二回の予防注射の実施と伝染病対策の強化により農家の蒙る被害を最少限に食い止めている。

八 飼 料

戦前における家畜の飼料は、豊富に自生する野草と、甘蔗の稍頭部、甘藷茎葉のほか、生産された甘蔗の六割程度がこれにあてられ耕地のせまいわりに飼料は豊富であった。

戦後、飼料中大きな地位を占めていた甘蔗、甘藷の栽培がすくなくなつたため、濃厚飼料の輸入量が多くなっている。このことは畜産物のコストを高め、畜産振興の隘路となつている。

九 琉球獣疫血清製造所

家畜伝染病、殊に豚の伝染病の防疫の確立を期するため戦前設置されていた獣疫血清製造所に代り、一九五〇年十月に家畜衛生研究所が設置され、獣疫の調査、研究を主体とした業務をつかさどつたが、一九五三年に生物学的製剤の製造を実施して現在に至つてお

り、琉球畜産の振興を基礎づけている。事業概況は次のとおりである。

		1954年度	1955年度
		豚コレラ	9,800cc
	液清液清	14,000cc	84,900cc
豚丹毒	予血予血	184,000cc	395,900cc
	液清液清	10,500cc	101,900cc

調査研究事項

- ① 一九五三年沖繩本島における豚の丹毒保菌調査
- ② 一九五二年八重山地方における馬の顆粒性皮炎の調査
- ③ 一九五二年層殺豚における内寄生虫の調査
- ④ 一九五三年畜牛における肝蛇症の調査
- ⑤ 一九五四年豚の結核菌の分離
- ⑥ 一九五一年から継続琉球における血液変状による豚コレラの生産診断

十 家畜検査所

本所は一九四八年三月に設置され現在に至つていす。すなわち、家畜伝染病の外部からの侵入を防止し、琉球畜産の健全なる発展に寄与している。検査実績は次のとおりである。

第4表 家畜検査実績 (1955年1月-12月)

種畜別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
牛	278	304	376	507	348	483	173	491	307	620	372	379	4,638
馬	21	16	—	1	8	10	—	1	23	58	49	80	267
豚	61	15	15	—	32	6	20	—	—	—	—	—	149
山 羊	10	—	—	—	—	—	25	—	—	—	2	48	85
犬	7	3	1	1	14	10	—	4	1	—	12	24	55
鶏	5	179	11	35	720	6	467	—	100	—	24	243	1,790
雛	—	310	1,600	248	700	—	—	—	200	—	500	—	3,558
小 七	—	—	44	60	1	—	—	—	—	—	—	18	150
面 鳥	—	—	—	—	—	—	89	—	—	—	—	28	117
兎	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	10
其 他	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1

戦後の種畜導入状況

年次	牛	馬	豚	山羊	鶏
1946	33	—	45	—	20,210
1947	—	—	—	194	—
1948	—	—	536	—	—
1949	—	1,399	—	2,615	—
1950	10	42	—	—	—
1951	—	—	—	—	—
1952	26	5	13	4	1,238
1953	3,923	436	4,603	362	9,829
1954	3,135	44	732	54	10,936
1955	4,638	267	149	85	1,790

戦前、琉球の畜産は、その飼育頭数において日本全国平均を上廻っていたが、その品種はいずれも劣悪なもので農家の経済を不利にしていた。それで、おいおい品種改良の努力がなされた。牛にあつては、肉牛の輸出が有利になつてきたため、改良和牛系が有望視されるようになり、この種類による役肉兼用種への改良が進められ、馬は小形の在来種からアングロ・アラブ等大形種への改良がほぼ完了し、山羊はサーネン種による改良、豚はパークシー種との交配、鶏はロードアイランドレット、白色レグホン等による改良繁殖が行われ、成果をあげつつあつたが、戦争のため中絶された。戦後、米國および日本から優良な種畜が導入され、品種の改良に政府と住民が一体となり努力をつづけているが、各種家畜家禽の改良は全般的にみた場合、まだまだ充分とはいえない。

優良品種の生産普及機関として、琉球種畜場があるが種畜、種禽の需要量の大部分を自給するには、これを整備強化するとともに、宮古、八重山にそれぞれの支場設置を計画している。

六 品 種

牛	ホルスタイン種			黒毛和種			ヘレンフォード種			イラクショートホーン種			肉用ショートホーン種		
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
本場	1	1	2	0	0	0	1	1	2	6	1	7	0	1	1
石川支場	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	1	1
羽地支場	3	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	2	6	0	1	1	1	2	3	8	1	9	0	2	2

豚	チェスターホワイト種			ハンプシャー種			パークシャー種			ジュビクシャデ種		
	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
本場	3	3	6	4	2	6	3	1	4	1	1	2
石川支場	2	1	3	2	1	3	3	1	4	0	0	0
羽地支場	3	2	5	4	0	4	1	1	2	0	0	0
計	8	6	14	10	3	13	7	3	10	1	1	2

山羊	サーネン種			ヌビアン種		
	牝	牡	計	牝	牡	計
本場	7	3	10	1	1	2
石川支場	7	1	8	0	0	0
羽地支場	3	1	4	0	0	0
計	17	5	22	1	1	2

注 宮古、八重山両支場は57年度において種畜の繁殖をなす。

戦前から琉球では、林産物(用材)の需給は島外からの移入によって辛うじて調整されていたのに、太平洋戦争直後から軍用材としての極度の乱伐と戦災による民住宅並びに各種工作物の破□によるこれら資材の緊急生産は森林の荒廃に一層の拍車をかけたので、衆知のとおり国土は荒廃したる原野状態に陥って仕舞ったのである。

これら琉球の森林行政の方向は、林産物の需給自足のみならず「全島緑化」のローガンの下に、荒廃林地の再植林は勿論だが、現存幼令林の保護撫育と各種道路や海岸、河川等の沿線、屋敷その他景勝地帯等あらゆる空閑地に対しての植樹ということである。

### (三) 業 林

#### ◎戦後の林政史(一)

まえがき

戦後、食生活の向上と、外人向畜産物の販路の開拓によって、乳肉衛生設備の改善は急速に進められた。殊に外人向精肉の販売を取り扱っている屠場は近代化した設備を誇っている。これ等各屠場には専任の検査官が配置されている。

屠場所在地

民間向屠場

那覇、小禄、首里、糸満、津嘉山、与那原、泡瀬、コサ、北谷、嘉手納、石川、具志川、屋慶名、金武、宜野座、名護、渡久地、今帰仁、羽地、大宜味、国頭、具志頭、玉場、久米島具志川、平良、石垣

外人向屠場

真玉橋屠場(琉球興農畜産株式会社内)

浦添(合資会社) 中山商事内

那覇(琉球畜産加工株式会社内)

#### 十二 家畜衛生(検査)

戦後、食生活の向上と、外人向畜産物の販路の開拓によって、乳肉衛生設備の改善は急速に進められた。殊に外人向精肉の販売を取り扱っている屠場は近代化した設備を誇っている。これ等各屠場には専任の検査官が配置されている。

第5表 輸出家畜並びに畜産物検査状況(1955年1月-12月)

種類	月別												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
犬	—	1	—	—	1	1	—	—	—	3	3	3	12
鶏	4	26	—	—	7	—	8	—	—	4	—	2	53
アヒ	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—	—	—	13
小鳥	2	—	—	—	—	1	—	—	2	1	—	—	6
猫	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	2
牛	580	470	650	620	550	—	850	500	560	140	700	400	6,020
牛骨	—	1,600	—	1,500	—	—	—	1,515	1,500	—	1,500	—	7,615
鶏卵	—	—	—	—	24	—	—	—	—	—	—	—	42

月別	種畜別	鶏卵(個)	牛肉(斤)	豚肉(斤)	鶏肉(封度)	七面鳥肉(封度)	羊肉(シ)	ハム(シ)	ベーコン(シ)	ソーセージ(シ)	馬毛(貫)
		1月	2,438,250	16,804	—	200	—	—	—	—	—
2月	2,404,750	1,616	—	360	—	—	—	—	—	—	—
3月	3,016,200	4,240	550	3,579	—	—	—	—	—	—	—
4月	2,791,570	750	1,322	—	—	—	1,372	1,904	—	2,345	—
5月	3,224,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6月	2,728,065	—	1,221	1,726	—	—	—	—	—	—	—
7月	1,823,980	1,500	4,165	3,073	—	—	1,270	1,637	—	2,452	—
8月	1,686,785	168	2,805	—	—	—	—	—	—	1,115	—
9月	1,617,740	1,875	—	6,595	—	—	—	—	—	—	2
10月	2,325,352	—	2,007	1,575	—	—	—	—	—	—	—
11月	2,113,900	3,285	—	—	—	—	297	—	—	1,860	—
12月	2,494,660	5,067	—	2,494	1,495	—	265	225	1,253	1,749	—
計	28,665,752	35,305	12,070	19,602	1,495	—	562	—	4,794	10,471	2

#### 畜産関係商社

琉球興農畜産株式会社、合資会社中山商事日琉畜産株式会社、那覇精肉加工株式会社、以上の会社は外人向精肉並びに鶏卵の販売事業を主とし家畜の貿易業務も行っている。

沖繩畜産加工株式会社

米琉畜産加工株式会社

食肉加工並販売事業と畜産物の販売事業を行っている。

沖繩化成株式会社

琉球豚肉缶詰株式会社

豚肉の加工、缶詰の製品事業並びに販売を行っている。

沖繩食品加工株式会社

豚肉の加工(ハム・ベーコン)事業を行っている。

沖繩製粉株式会社

家畜飼料の製造、販売事業を行っている。

#### 十一 琉球種畜場

家畜、家禽の改良増殖の基礎となるべき、種畜、種禽の生産、配布並びにこれに伴う試験研究を行っている。

一九五三年七月 名護農事試験場の畜産部を琉球種畜場として独立

一九五四年七月 中央農業研究指導所の種畜課を独立せしめ琉球種畜場とし、羽地村伊差川在の琉球種畜場を羽地支場に遷えた。

一九五七年七月 石川市東恩納に石川支場を設置す。繁殖種畜頭数は次のとおりである。



右のような意味において、従来いかなる行政措置がとられてきたか、その変遷のあとを追ってみることにする。

### 第一章 諮詢会時代

諮詢委員会は、軍政府の各種諮詢に対して、これを口めて軍政府へ答申する役目をもっていたので、従って委員会の組織も部門になつており、林業関係は農務部の一分課として夫々の職責を担っていたのである。

当時は住民の生活必需品はすべて軍政府からの無償配給統制であつたので、従来で行政面特に林業関係では、単に沖繩の森林の実態とこれからの沖繩林業行政の在り方を軍政府に知らしめて、将来への施策の資料たらしめようと努めた。そのために、各地区の林業関係者のうちから数名の適格者を選定してそれらを林業

〔毎月中央で例会を開いて諮詢事項に対する協議検討をなしてこれを口めて答申資料にしていた。〕

### 第二章 民政府時代（農務部林産課）

#### 第一節 伊江村による南明治山伐採

伊江島村民は、終戦後、本部、今帰仁両町民と共に米軍によって久志村大浦崎に収容保護されていたが、一九四五年十月三十一日、本部、今帰仁両町村民は、各々自町村へ移動することになったけれども、伊江村民は自町村に帰ることを許されなかった。それで同村としては、大浦崎は開墾不適地であるため、もつと条件の良い箇所への移動を軍へ接洽した結果、久志村久志区の西方約二軒久志街道より約一軒の山峽へ移動したのである。その地点においても、なお耕すに耕地なくやむなく山嶽に生活の根拠を求めざるを得ない状態となつたのである。当時石川以南の薪炭は、相当逼迫している状況だったので、同村へ生活の根拠を与えるべく同移住地より西方約四軒の地点にあつた元沖繩県有林南明治山を同村民へ無償私下したのである。なれない仕事ではあるけれども、同村民は自村へ帰れて帰れる

日を待ちわびつつ、四軒の山道を往來して、雨にもめげず、老幼男女雨露をしのぐ仮小屋での生活を続けたのである。

なお、一面中南部地区の薪炭供給へ県命の努力を払うと同時に用材は工務部の指示によつて中南部地区の家屋建築用材を生産したのである。その間、一年有餘自村へ移動許可されるまで、村民の苦難な生活は続いたけれども、中南部地区の用薪炭材の供給に多大なる貢献をした事は、約一三八町歩の同山林の約七〇％を、一日平均五〇名程度の村民で伐採したことでも明瞭である。

#### 第二節 薪炭逼迫時代農業組合を通じての薪炭供出時代

終戦後の薪炭状況は、軍の廢材及び移住部落周辺の戦災により枯死した立木のお陰で、それ程に不自由はしなかつたけれども、戦前の居村へ移動が行なわれ生活の安定が得られると同時に、米軍も必要以上の駐屯兵の引上げが行なわれたために、廢材も僅少となり、かてて加えて、戦災による枯死立木と伐採し尽されると共に薪炭事情に、逼迫の度を加えて行つた。当時政府としては、戦災以外の立木伐採及び径五寸以上の伐採を、各市町村を通じて禁止し、残存森林の保護育成に努力したけれども、薪炭の逼迫に伴い、放火(?)によつて山火事を起さしめ、その結果枯死した立木を伐採する処迄薪炭事情は急迫したのである。

一九四七年三月二十二日全島の昼間自由通行を許可され、交通機関(トラックの民への代)も民運管(田位等、前原、知念三地区の工務部陸運課管轄の車輛管理所)になつていた関係上、或程度は薪炭運搬事情に不自由しない実状にあつたので、北部地区の山村より計画生産による薪炭供給を計画立案したのである。従つて一九四七年五月二六日各単位農業組合長を政府に招集して、第一回「薪炭の供出配給に關する協議

会」を開催して目的達成に各市町村の協力を要請したのである。

その後、薪の協定価格を制定する必要が生じ、農運と打合せの結果、卸値七〇銭、小売一円とし、組合手数料は生産地組合一五銭、消費地組合一〇銭、農運五銭(農運の運送費は実費の二二銭)と決定して、集団配給の責任を農業会が担当する事と、政府としてはそれを相平等しく北部の町村駐在員四、五名を生産促進母体とし、各町村技手と相連携せしめて生活に拍車をかけ需給の円滑を期したのである。

そして協定価格制定と同時に、それまでは勝手な規格で生産されていた薪の規格を胴廻一・五尺、長さ一・五尺と制定して毎月の供出量を生産町村に運送すると同時に、配給制当量を農運に運送して計画的な需給体制の確立を見たのが第一回協議会開催後約三ヶ月を経た八月頃であつた。その後、この制度は、一九四九年遠足掛け二ヶ年の才月に亘つて継続したのである。

#### 第三節 農組中心の製材所復活

##### 油脂、器材配給制度

米軍の沖繩上陸後、沖繩群島十六地区の収容地区に収容保護されていた住民も一九四五年一〇月三十一日の知念地区及び本部半島への住民移動開始を皮切りとして、各自村へ移動が開始されるに及んで、沖繩再建の鐘音は、高らかに奏でられ、規格住宅による家庭建築が進められて行つた

沖繩本島における住家の約九割を焼失してしまつた当時としては、米軍の供給による米材のみでは到底間に合わない状態にあつたので、軍政府の要請によつて戦後最初の民運管製材所を大宜味饒波に、大宜味村農業組合直管で設立したのである。器具器材その他の備品消耗品は一切米軍政府の無償貸与である。それをきつかけとして、軍政府と接洽の結果農業組合運営による製材所設立を承認してもらつたのである。各町村は、

自村の建設の促進を図るべく、機械専門の技術者に委嘱して、戦争当事務所に遺棄されていた米軍用トラックGMCのエンジンを活用して、製材所設置に乗り出したのである。政府としては、油脂及び器材の配給上、これを許可制とし、油脂類は、農務部の指示により農運をして一元的配給を行なわしめ、ベルト等の器材は、政府が直接配給して、建築材の生産を図つたのである。

生産品は、原則として工務部の指示によつて配給されたけれども、多くの製材所は、各人が山出しした丸太を賃扱していたのである。従つて、割当配給は、期待したほどではなかつたけれども、これら農組経営の製材所が沖繩の家屋建築に寄与した点は見逃すことの出来ない大きな功績であり、羽地村の如きは、一時九ヶ所の製材所が設立されていた。

#### 第四節 復興促進としての施設

##### 木材の生産販売組織

一九四七年になると一般に自由経済を指向することによつて、戦争の痛手による自暴自棄から立ち上りかけた、この頃戦禍によつて凡てが破壊された琉球の民生活の大きな関心事は、個人経営による事業活動を開始することによつて自己資本を蓄積し、生活の安定を求めること、住生活の安定を期することにあつたと言えよう。然しこの過渡期において、建築資材の生産と之を適正に配給するためには、森林経営の面からも考慮して、木材の生産と販売組織の統制を必要としたので、差し当たり認可制により木材会社を設立することになつた。認可第一号は、沖繩材木株式会社であるが、この会社は戦前の沖繩材木統制株式会社を主として、工務部の勧奨により設立されたのである。その後、個人経営や会社組織による木材会社が農務部所管の下に設立認可され、一九四七年七月六日現在で四六会社を数えるに至つた。

右各会社の生産に係る用材に対してはすべて工務部指示による販売制度が実施されてこゝに始めて沖繩復興建築の促進がなされたのである。一九四八年政府の機構運営上節の製材所とともに商工務部所管となり、現在は経済局鉱工課の所管に至つてゐる。

#### 第五節 農村復興計画による事業開始

一九四九年九月に、農村復興計画予算が軍政府から認可されたので、それに基づいて始めて、左の林業活動が再開されるに至つたのである。

##### 一 今帰仁苗圃の設立

戦争のため縁の資源を失つた沖繩にとつて、国土保安及び住民生活の安定を期する見地から、林野の造林は、林務行政担当者にとつて最大なる課題であつた。終戦当時のあの赤茶けた山野を見た時は茫然自失したのであるが、これを復旧することは、林業人否政府に与えられた大きな使命として、先ず最初に造林推進の基盤となる直管樹苗圃の設置が計画された。幸い、今帰仁村当局の絶大なる厚意により村有地を無償で提供してもらつて、同村の聖謝堂原に約一町歩の樹苗圃を設立当初は、すべて無い無い苗圃経営にも相当の苦汁をなめたけれども、農村復興計画の認可によつて、どうやら順調な歩みを遂げる様になつた。当時住民が如何に苗木を欲していたかは、干本余の薪炭にもならない木麻黄が二・三回盗まれたことでも伺えるのである。

##### 二 樹実蒐集の奨励

前記の樹苗圃から生産される苗木は、沖繩全島の縁化に資するには、極めて微々たるものであつたし、おまけに、他との交通を絶ち切られた沖繩としては、他から樹実を求める道がなく、従つて自給の範囲内の仕事しかなし得ない実情であつた。その時にあつて、前記復興計画の許可は、林政上の一エポックであつた。補助政策を取らない軍政府の政策に従つて、他になす

べき多くの事業はあつたけれども、以下説述する二事項と共に松口木麻黄等の樹実採集を重要政策として取上げ、復興計画予算の内に入り込んで造林促進の一翼としての樹実蒐集を学童及び青年団等あらゆる階層を通じて奨励し、蒐集したのが、前項の樹苗圃の設立とともに現今における造林促進の基礎となつたのである。

#### 三 民有林造林の政府直管制度

林業は樹木植栽後三、四十年の長年月を経過しなければ、収益(林産物)が上らない、更に樹木存在によつて防風、防潮、水源かん養、衛生、風致維持等間接的に民生活に寄与することが大きいものである。このような林業経営の本来の趣旨に副わしめるために、植林に關する限り、経費の助成制度を採用すべきことを強調して、当時の軍政府に交渉したら、軍政府では植林事業がそれ程に重要であるとすれば政府の直管にすることが望ましいとの指示があつたので、それに基づいて一九四七年度から植樹の政府直管を実施した。植林目標は、毎年五百町歩内外で、これを実施するために、南部に三名、中部二名、北部六名、計十一名の林業駐在員が設置されていた。この実施結果には、次のような欠点が認められた。

(イ) 直管といっても限られた職員では、予定どおりの植林を遂行するには手不足のため成績不良。

(ロ) 直管といっても形式で、事實は労務も雇傭も実施に際してもその大部分は町村で取扱つたので事務処理に不合理の点が現われた。

(ハ) 成績が悪くても直管である関係上、造林の経費の全額は、政府支出とならなければならぬ。

(ニ) 従つて、植栽後の補植手入も政府直管ということになるが、それも思うようにならない。

大体以上のような欠陥、不合理が現われたので、この不合理を除き、植樹奨励の趣旨に副わしめるためには、戦前どおりの民有林の補助制度の復活を軍政府に要請することに方針を決定した。

#### 四、製炭事業の助成

前述したとおり、薪の配給制度を実施すると同時に、農産物に必要な炭の生産を奨励したけれども、原木を豊富に控えていて製炭室がなく、計画どおりの出炭がなかったため、「一基あたり二、〇〇〇円—二五〇〇円の築室費を助成して一五基を築室せしめた、この助成によって戦前の製炭技術者を奨励して製炭の促進を図ったのである。この事業もたった一回限りの事業ではあるけれども、農業面に寄与した力は多大なるものであった。

#### 第六節 官有林野及び民有林野に対する暫定の経営方針の確立

戦争によって山容が変わったと言われた沖繩の容姿は、「国破れて山河あり」ではなくて「国破れて山河さえもなし」の状況までなったのである。米軍上陸の一九四五年四月以降四年四月までの一ヶ月は、殆んど無政府状態と言っても過言ではない程、林野に対する所有権さえも無視された放任状態であった。その間わずかに国頭村による元国、県有林の管理と、南明治山の伊江村へ無償下したためによる管理のみで、所謂戦果的精神作用による無計画生産であったと言わざるを得ない状態であった。各市町村としても、北部の二—三ヶ村が公有林に対する名目だけの保護管理をしていたのみである。

かかる状況の下において、政府としては、一九四六年一〇月に、「官有林野管理暫定方針」を制定して、元日本国有林及び沖繩県有林を農務部所管において、当時五名の担当区員を配置して暫定的管理に移した。

したのである。同時に「民有林野管理暫定方針」を各市町村に通牒したのが、戦後における林政の嚆矢と言えよう。

それによって、一応、官、民有林野の管理経営の指針ができ、一九五二年八月軍布令第四九号の「琉球森林法」が制定公布されるまで、沖繩群島における林野経営が円滑に運営されたのである。その間、ニミッツ布告によって、日本森林法が施行されていたとは言うものの前記二つの暫定方針を基礎として運営の指針としたのである。

#### 第七節 宮古、八重山群島の状況

宮古、八重山両群島における当時の状況を知るための記録が乏しいので、沖繩群島並びに細述することはできないけれども大略を述べると次のとおりである。

宮古民政府は、一九四八年初頭、宮古群島における薪炭の供給を主眼として、竹富村（一九四八年七月町制施行）西表所在の崎山国有林の管理委任を受けて、船浮伐採隊を編成して事業を開始し、一九四九年の終り頃まで続続した。

八重山群島においては、一九四五年十二月頃竹富村西表村の西表国有林が軍に接収されて、竹富村にその管理が委任された。一九四六年の末頃、戦災復旧工務促進のため、八重山列島の埋蔵資源開発に着手した米軍政府当局は、沖繩民政府工務部内に西表開発事務所を設置をなし、西表国有林資源の開発に着手せしめた。そのために現地においては、西表伐採隊が編成されて、軍政府の派遣監督官マチュース中佐の下に、一九五〇年初頭まで伐採事業が継続された。一九四八年四月、約一万町歩に関する管理は、軍から竹富村長に委任されたが、その一部船浦国有林は、同年八月に軍の管理に移されて、稲葉伐採隊の事業が開始された。民有林行政は、宮古群島においては、一九四六年に

設置された農林部によって管理されている。

八重山群島においては、八重山支庁内に経済部を置いて民有林行政を担当し、一九四七年三月、西表伐採隊の伐採事業と外の国有林（ヨツン河口と仲間川口とを結ぶ線以北）の管理を委任されていた。

（経済部は、一九四七年一月土木農林部と改称され、一九四八年七月産業部となる）  
一九四九年に、一月二十一日を愛林日として設定し、愛林思想の発展に努力を払ったのである。  
（おおば創刊号より） 八頁ヨリ十五頁

#### 戦後の林政史（二）

##### 第三章 農林省時代

##### 第一節 林野行政の中央統轄するGHQ勸告

一九四八年に、連合国最高司令部天然資源局林務課長トナルソン大佐が、琉球林業の地位改善に関する勸告を行ない、又、同課計画及び政策係長も同様の附属勸告を行なっている。この勸告に基づいて提起された極東軍最高司令部の計画によって、林野行政の中央統轄が推進され、従来の分散的林政機構は、改められたのである。その計画の概要は次のとおりである。即ち、「一戸当たりの単位面積が零細で、最大生産を得るために、集約林業経営及び森林資源保護の実施を必要とするが故に、万全の林業計画を遂行する責任を有する中央統轄機構が琉球群島には必須条件である。琉球全森林地帯の統一林業実行業務に責任を有する沖繩にある琉球林野の中央地区に関する提案計画は、この機能を生み、地方政治を分化主義から拘束を受けないものである。」  
又、主要なる課題としては、  
a 職員を選抜、教育供給の根本計画基本法規程の公布

#### b 造林、保存、森林改良の復興計画制定

計画の長期指導となるべき必要測量の完成等を包摂する中央森林行政機構の設定である。  
一九四九年には、以上のような活動計画を推進するために、琉球政府司令部の首脳部は、米国民業家を招聘したが、この林業家が、戦後の琉球林政に大きな足跡を残された、後の米国民政府天然資源部林務課長リチャード・エム・バーニー氏である。

なお、米軍政府当局は、その他に各種の林業専門家を招いているが、これらの専門家は、夫々の立場で琉球林業に関する報告を行なっている。参考のため、次に掲記しておく。

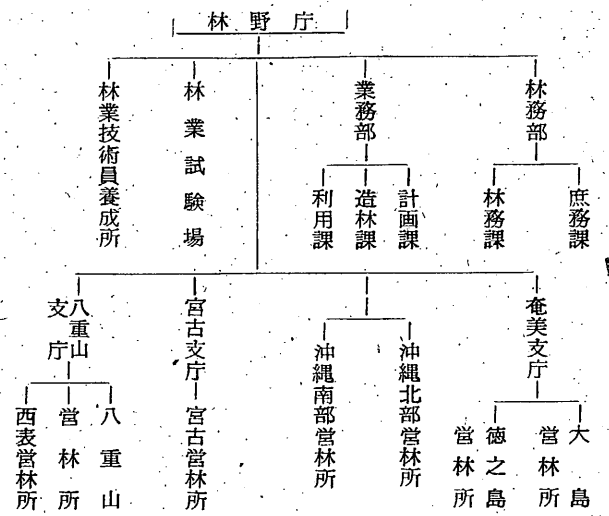
- 一九五一年四月 ベンネット・オヒューズ氏「琉球林業政策」
- 一九五一年八月 イエーゲン・ズンワルト氏「琉球の林業計画」
- 一九五二年七月 アル・エス・カンニンガム氏全琉球の土地利用と森林測量に関する最終報告

#### 第二節 林野局の発足

前項に述べた林業行政の統轄化は、単に林業のみに制限された問題ではなかった。即ち、一九四九年十一月に、レイモンド・イ・ヴィソカリ氏外数氏の農業使節によってなされた「琉球における農業及び経済再建」なるレポートにおいて見るように経済部局の各行政全般に亘る統轄化として指向された問題の一環をなしているようである。

以上の背景の下に、一九四九年十二月十九日附の「琉球の食糧農業機構の構成」と題する軍政府指令第二六号によって、翌年四月一日、正式に琉球農林省が設置されるや、その外局として林野庁（後に局に改称）の発足を見たのである。  
その後、行政組織、機構の改変に伴い部及び支庁は消滅し、現在は経経局の一分課（林務課）として存在

し、課は夫々係に、宮古、八重山の両管林所を残している。その機能、組織は次のとおりである。



#### 第三節 蔡温苗圃の設立

先に述べたように、リチャード・エム・バーニー氏は、着任後琉球林政の実情を把握せられ、行政機能の統一化を図る一方荒廃林野の造林問題の解決には、先づもつと造林苗木の生産確保をなすべきであるとして、苗圃の設置に「力」をなされた。即ち一九四九年一月に、軍用地内にある小緑村安次嶺大石庭原の元試験場跡に設置された苗圃がそれで、蔡温苗圃と命名され、播種式が挙行された。この命名は、所謂「蔡温に還れ」と言う。

#### 第四節 愛林週間の設定と緑の学園活動

琉球農林行政に対する警句を、暗々裡に吾々住民に暗示せんとする意図からであったらう。

越えて一九五〇年左の特別布告による愛林週間が設定されるや各種愛林行事と共に「愛林週間記念切手」の発行発売や、軍飛行機による「愛林ピラ」の散布や、琉球住民の造林思想の発展、愛林思想の昂揚に大いに力こぶを入れてもらったのである。

「琉球列島米国民政府本部特別布告第四二二号」  
琉球列島の住民に告げる。  
造林及び植林計画を樹立して、琉球の林業の復興を助け、且つ、以前のように琉球列島を美しい島にする方法を講ずることが望ましいと思われ、本官、琉球列島米国民政府本部陸軍少将アル・ビ・マクローアは茲に左の布告を發する。

第一条 毎年二月十八日から二月二十五日までの一週間を「愛林週間」と定め、本週間中琉球列島の各学校は、全校生徒を動員し、植樹、愛林に関する知識の普及および宣伝を掌る指導班を編成し、之を最高度に活躍させ各学校の周囲には、生徒達に、その他の公共建物の周囲には該団体の職員に、出来得れば公園や、丘や道路の両側には一般住民に琉球代行機関の提供した樹を群島政府文教部の提案する植樹計画に基づいて植えさせる。

第二条 本布告は、一九五一年二月十八日から之を実施する。

一九五〇年十一月二十二日  
軍政長官米國陸軍少将  
アル・ビ・マクローア

この布告の発布以来一九五五年度まで五回に亘る愛林週間行事を実施して来たのであるが、週間活動成績を植樹本数で示すと次の通りである。即ち、初年度において三万本、第二回目に一六〇五万本、第五回目に一六四万本と、毎年植樹本数は増加しており、一般住民の植樹熱の昂揚、愛林思想の発展に益したことは、多大なるものがある。